

文京区 障害者計画

(中間のまとめの案)

平成23年10月

文京区

(表紙裏)

もくじ



| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の改定に当たって | 5 |
| 第1節 計画改定の背景及び趣旨 | 5 |
| 第2節 計画の性格・位置づけ | 7 |
| 第3節 計画の期間 | 7 |
| 第4節 計画の進行管理等 | 8 |
| 第2章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題 | 9 |
| 第1節 障害者・障害児の人数 | 9 |
| 第2節 地域生活の現状と課題 | 12 |
| 第3節 重点課題 | 29 |
| 第3章 障害者計画の基本目標と体系 | 31 |
| 第1節 障害者計画の基本目標 | 31 |
| 第2節 体系図 | 32 |
| 第4章 計画事業 | 36 |
| 第1節 自立に向けた地域生活への支援 | 36 |
| 第2節 相談支援と権利擁護の充実 | 57 |
| 第3節 障害者が当たり前に通ける就労支援 | 62 |
| 第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援 | 69 |
| 第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進 | 85 |

資料編

- 1 実態調査（団体ヒアリング調査）の結果について
- 2 計画改定の検討体制・経過
- 3 その他

(もくじ裏)

第1章 計画の改定に当たって

第1節 計画改定の背景及び趣旨



- わが国では、ノーマライゼーション※の理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本区では、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、平成18年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、発達障害が障害者自立支援法上の障害者とされました。また、障害者福祉制度の改革の工程が具体的に示され、障害者自立支援法については平成25年8月までの廃止と、障害者総合福祉法の施行、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の法案提出が予定されています。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務づけることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から施行されます。
- また、ノーマライゼーションの考え方が浸透するに伴い、それを一歩進めたインクルージョン※の考え方が学校、地域、社会づくりの新たな方向性として求められてきており、本区においても障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

※ノーマライゼーション＝障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

※（ソーシャル）インクルージョン＝全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

第2節 計画の性格・位置づけ



- 本計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- 本計画は、区の福祉保健を推進するための基本計画である文京区地域福祉計画の部門計画の一つとなります。

| | 法的な位置づけ | 計画の性格 | 策定の内容 |
|----------|-------------------------|----------------|---|
| 文京区障害者計画 | 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」 | 障害者施策の基本計画 | 障害者施策の基本的な方向性 |
| | 障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」 | 基本計画を具体化する事業計画 | 障害者自立支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所等）の需要見込量や達成目標 障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業 |

第3節 計画の期間



- 本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。

計画期間の図

第4節 計画の進行管理等



- 計画の進捗状況については、地域福祉推進協議会において、区民参加による検討を行い、区民に分かりやすい進行管理を行います。
- 平成24年度から法内化される文京区地域自立支援協議会を活用し、計画の検討状況などについて、意見を聴取するなど検討を深めていきます。

第2章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

第1節 障害者・障害児の人数

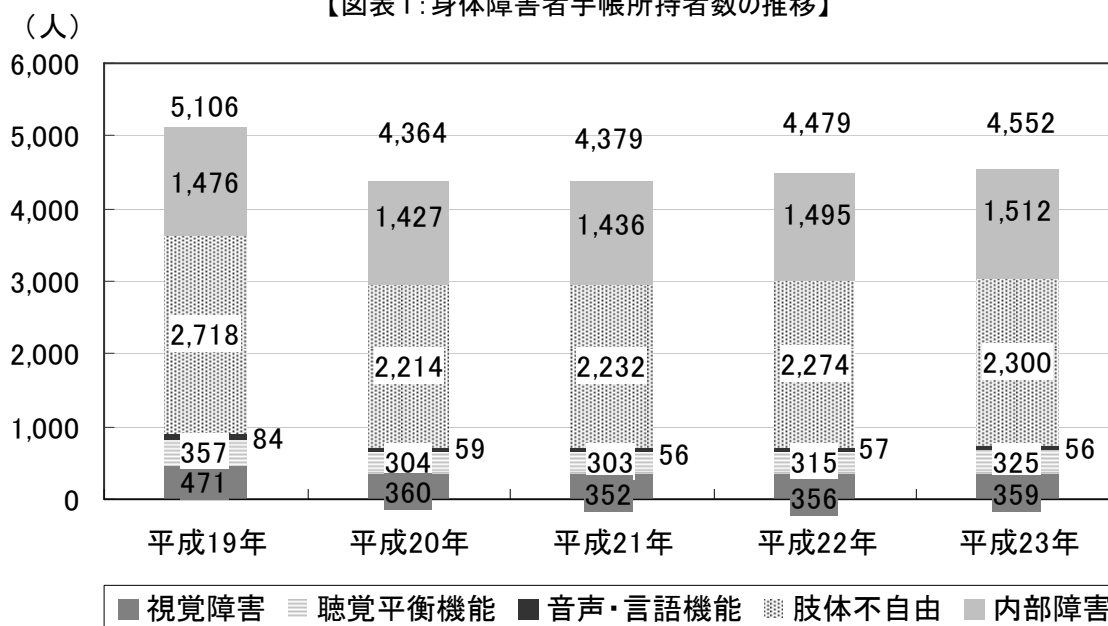


本区の障害者、障害児の数は、平成23年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,552人、愛の手帳所持者（知的障害者）が761人、精神障害者保健福祉手帳所持者が677人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.7%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の68.2%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者は、平成23年4月1日現在、4,552人です。3年前の平成20年と比較すると4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の47.5%で約半数を占めています。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

【図表1：身体障害者手帳所持者数の推移】

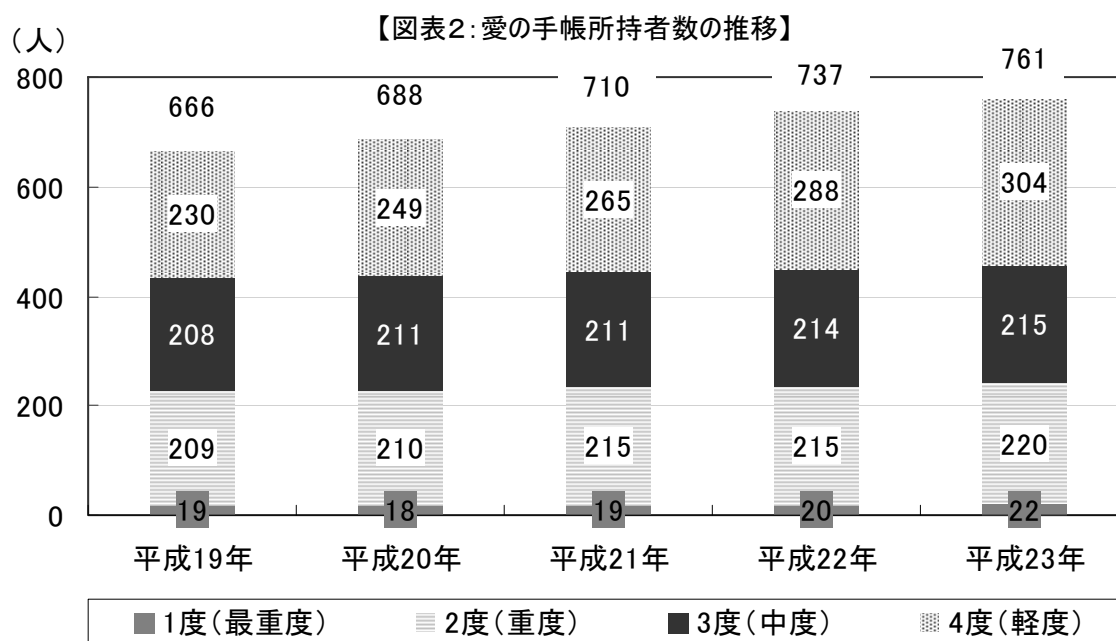


（各年4月1日現在）

※身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼働に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

(2) 愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3%の増加となっています。数、割合とも4度（軽度）の増加が顕著です（74 人、32.2%増）。3度（中度）と4度（軽度）で全体の 68.2%を占めています。

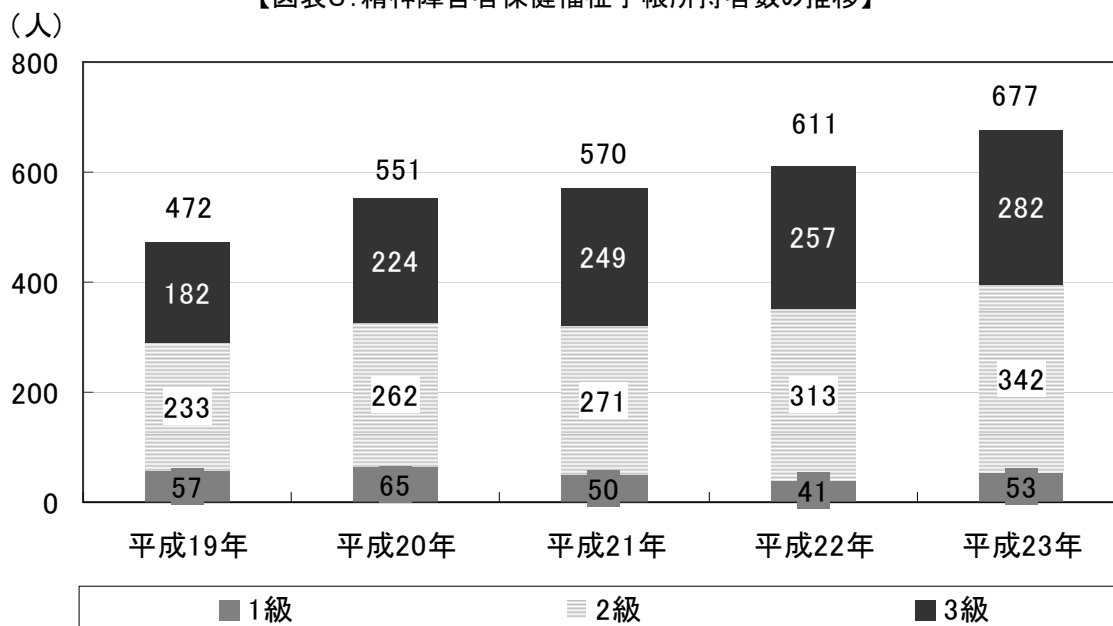


(各年4月1日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、677 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成 19 年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成 23 年 4 月 1 日現在 1,712 人（要確認）で、平成 19 年の利用者（1,224 人）と比較すると 39.9%の増加となっています。

【図表3：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

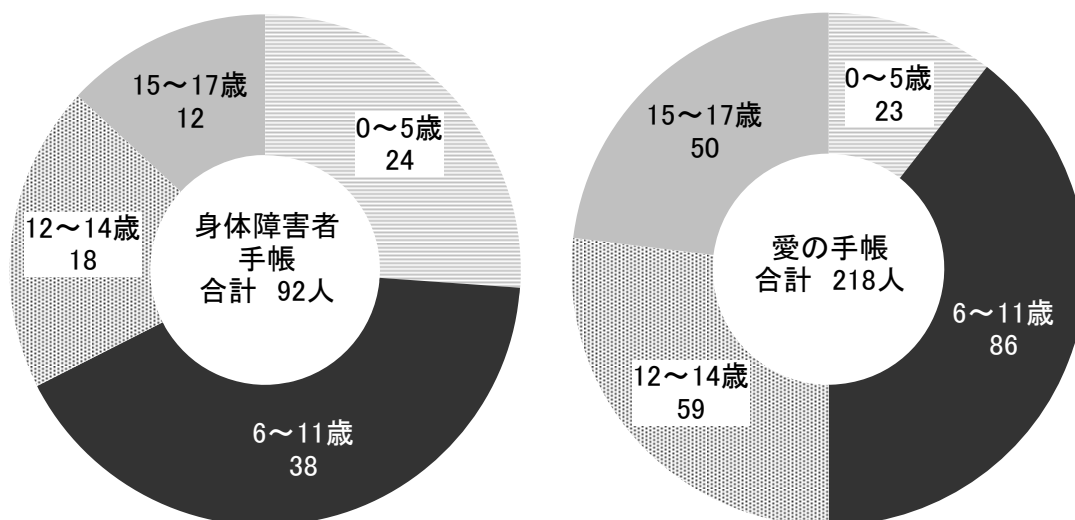


(各年4月1日現在)

(4) 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、下表のとおりとなっています。

【図表4：障害児の年齢別手帳所持者数(平成 23 年 4 月 1 日現在)】



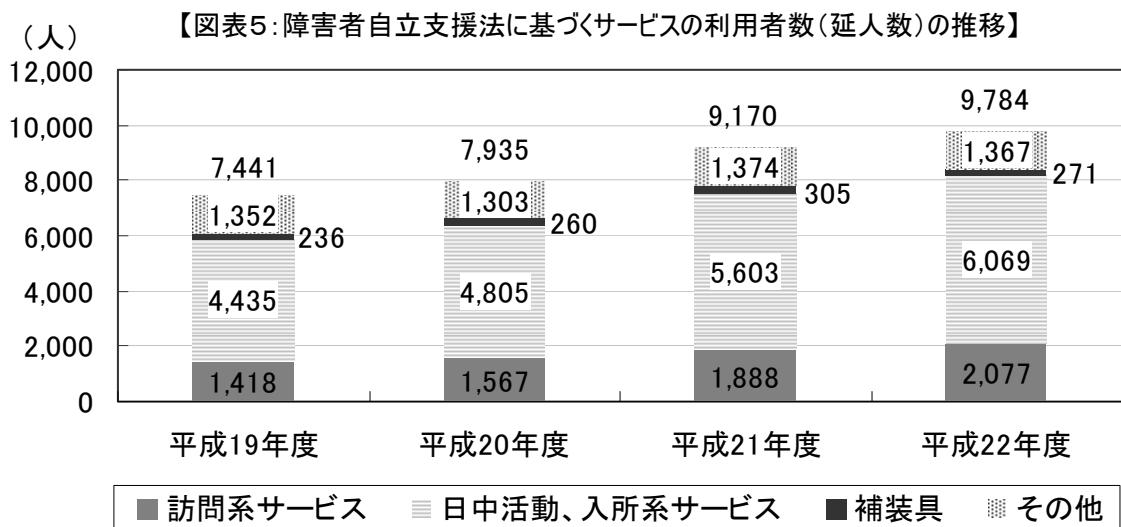
第2節 地域生活の現状と課題



(1) 自立に向けた地域生活への支援

○障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成19年度から22年度の4年間で31.5%増加しており、平成23年度はさらに増加する見込みです。

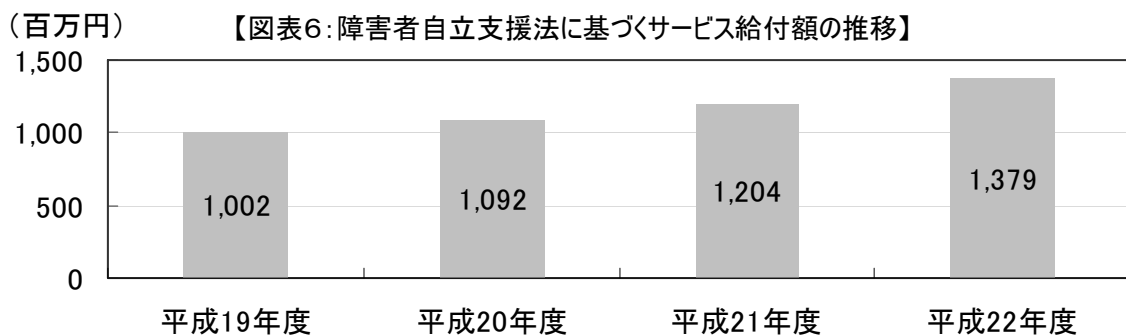


(各年度末現在)

- 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- 日中活動、入所系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- その他：サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成19年度から22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を超えました。



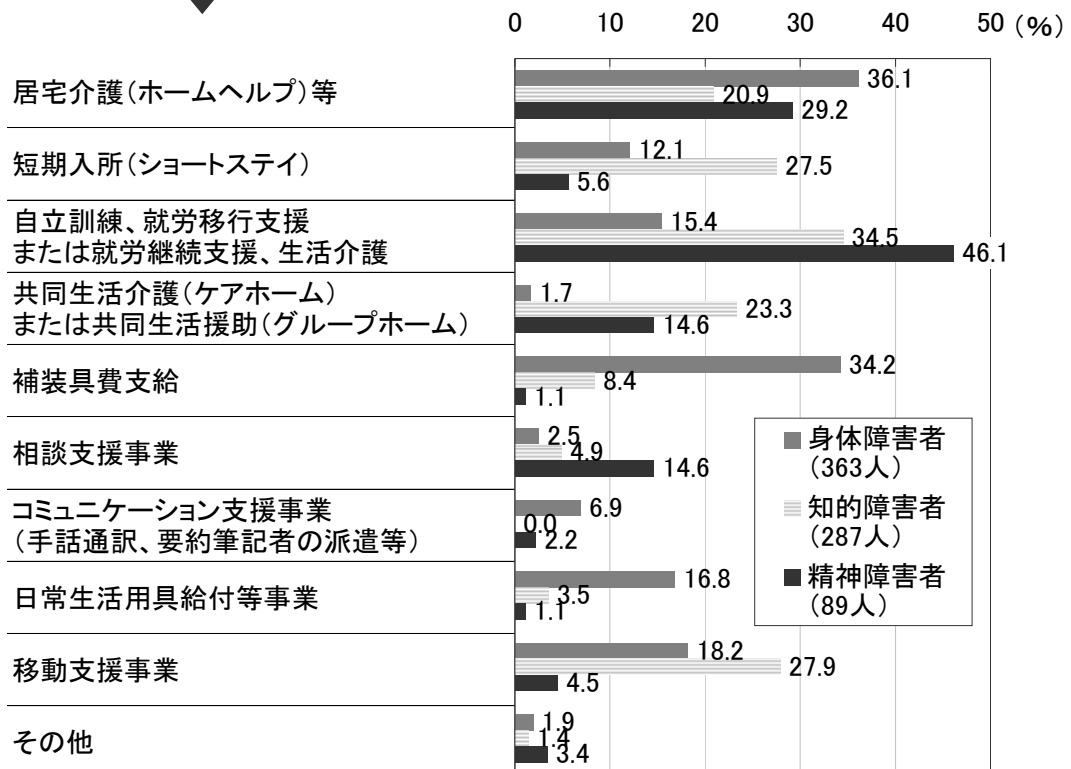
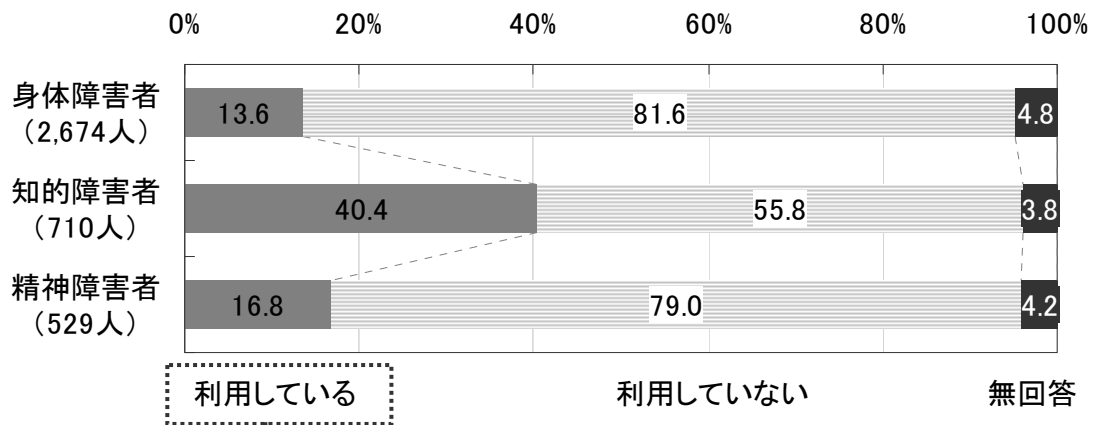
(各年度末現在)

※ 障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額です。

○都の調査から

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%であり、サービス利用の傾向は知的障害者に高くなっています。また利用した内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援、生活介護となっています。

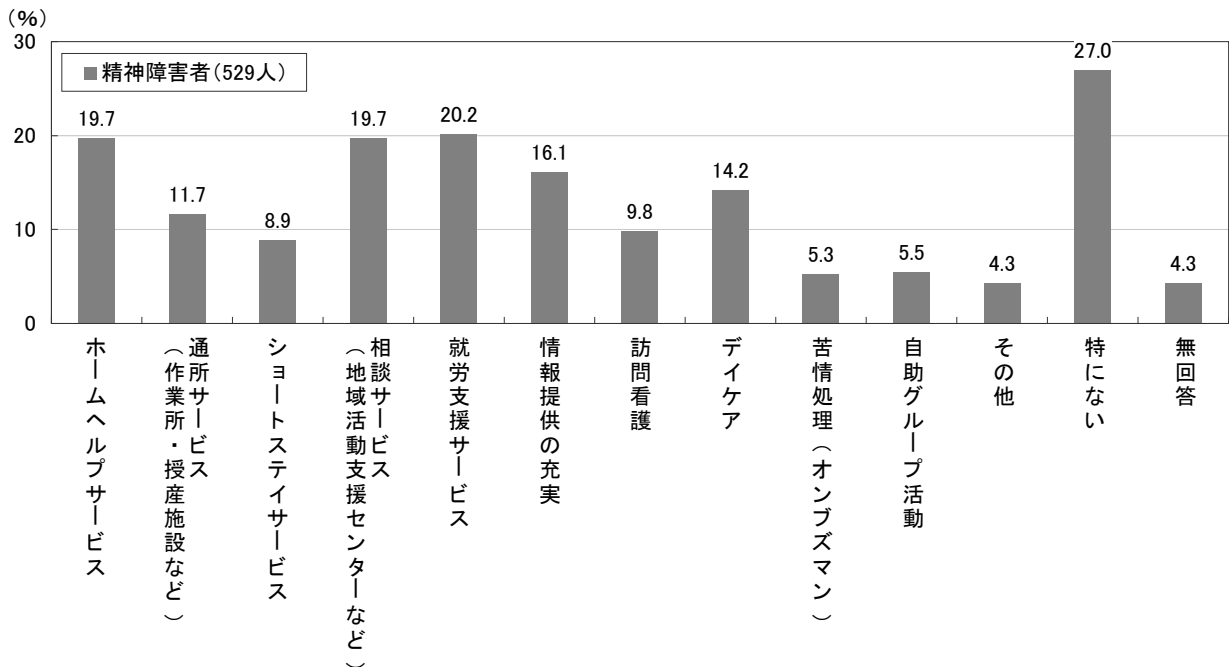
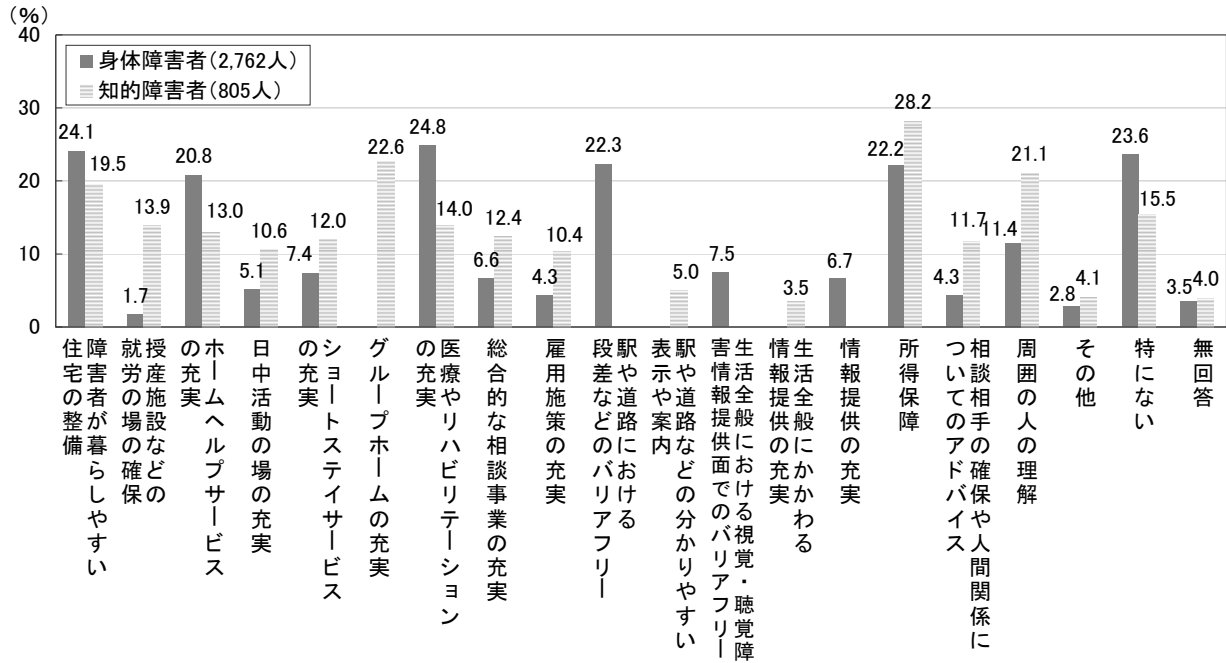
【障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況】



(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

東京都の調査によると、身体障害では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害では所得補償の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より2.2ポイント増加しています。精神障害では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

【生活に必要な福祉サービス等】



ヒアリング調査における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

- ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。また、費用の負担軽減への要望もみられる。
- 介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- 移動と居宅介護サービスのパッケージによる提供も望んでいる。
- 短期保護については、施設の増加への期待が強い。また、制度利用理由の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- 本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- 障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保。
- 3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充。
- 精神障害に係る支援の拡充。

○生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の要望が高くなっています。また入所施設を含め身体障害、知的障害者の保護者からは、強い要望があります。

平成 23 年 4 月 1 日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

【図表6:施設等入所者数(平成 23 年4月1日現在)】

| | | 都内 | 都外 | 合計 |
|-----------|----------|-----------|-----------|------------|
| 身体障害者 | 施設入所支援 | 7 | 9 | 16 |
| | 旧法入所療護施設 | 0 | 3 | 3 |
| | 計 | 7 | 12 | 19 |
| 知的障害者 | 施設入所支援 | 35 | 42 | 77 |
| | ケアホーム | 17 | 14 | 31 |
| | グループホーム | 9 | 4 | 13 |
| | 旧法入所更生施設 | 2 | 6 | 8 |
| | 旧法入所授産施設 | 0 | 6 | 6 |
| | 計 | 63 | 72 | 135 |
| 精神障害者 | グループホーム | 17 | 2 | 19 |
| | 宿泊型自立訓練 | 1 | 0 | 1 |
| | 計 | 18 | 2 | 20 |
| 合計 | | 88 | 86 | 174 |

※旧体系施設（障害者自立支援法による体系以前の施設）については、平成 24 年 3 月 31 日で全て新体系（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム）に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- 身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なきあとの住家として施設整備を強く望んでいる。
- 医療的ケアできるホームへの要望もみられる。
- 地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

- グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実。

○情報提供について

ITの利活用が、多くの人にとって生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来からも求められているサービスの充実のほか、さまざまに開発されるITの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- 3障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のてびき」を知らないケースもある。
- 特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充実していくことが要望されている。
- 精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られており、病院などさまざまな機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべきとの意見が出された。
- 区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- 重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

- 情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切手段による提供

(2) 相談支援と権利擁護の充実

<相談支援の充実>

○地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、具体的な事例や新たな支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は法定化され、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

○相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者介護におけるケアマネージャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害分野では規定されておらず、関わるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークと連携するという特徴があります。また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネージャーがあるとよい。

【課題】

- 分かりやすい相談窓口とその充実。
- 相談機関の緊急時対応やアウトリーチ(潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組)等の機能強化

<権利擁護の充実>

○権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行う他、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めて

います。また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど権利擁護の充実を図っています。

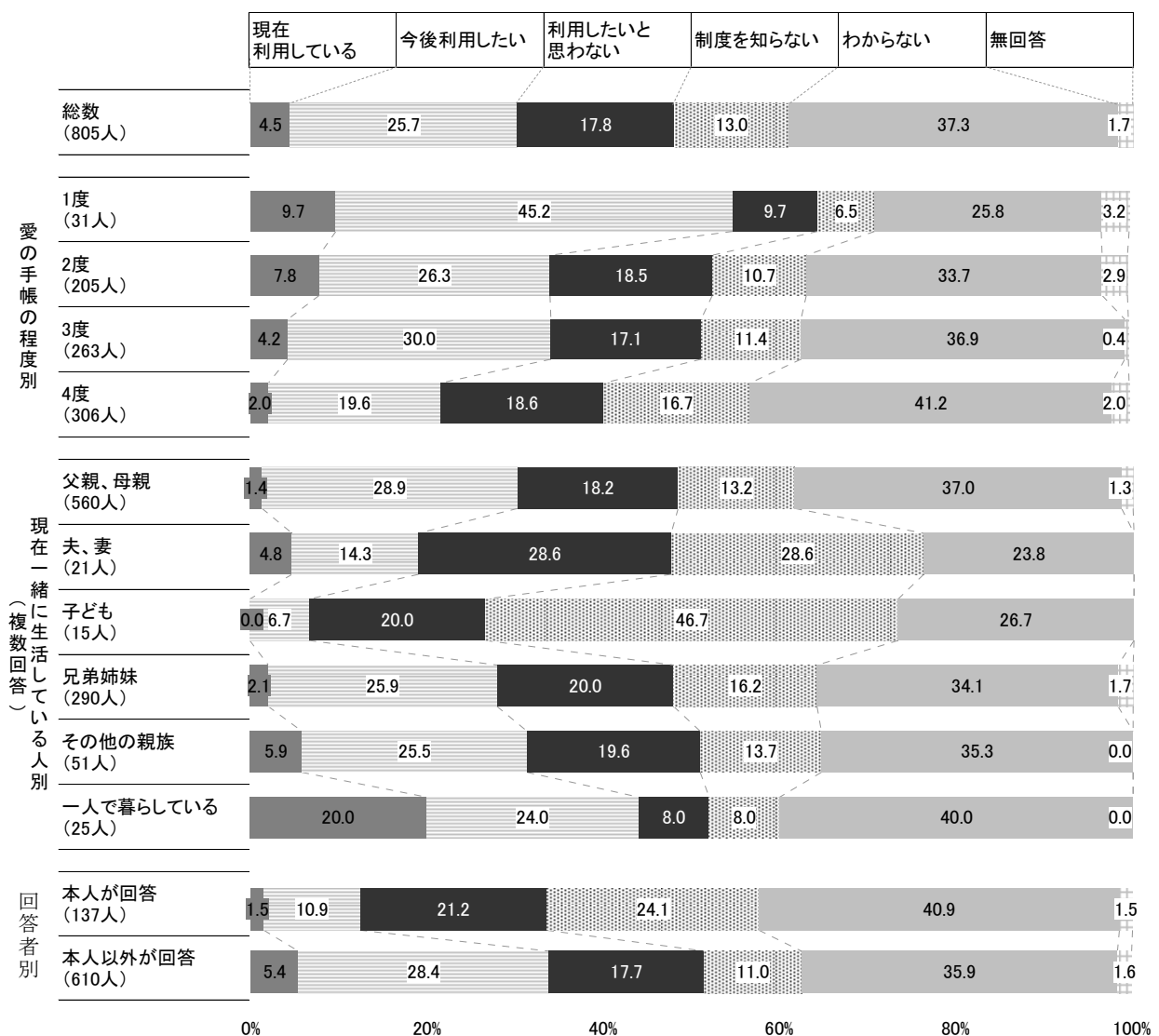
○障害者虐待防止法について

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うと共に、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。併せて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでまいります。また、本人への虐待防止に加えて、養護者への支援についても、施策を進めていく必要があります。

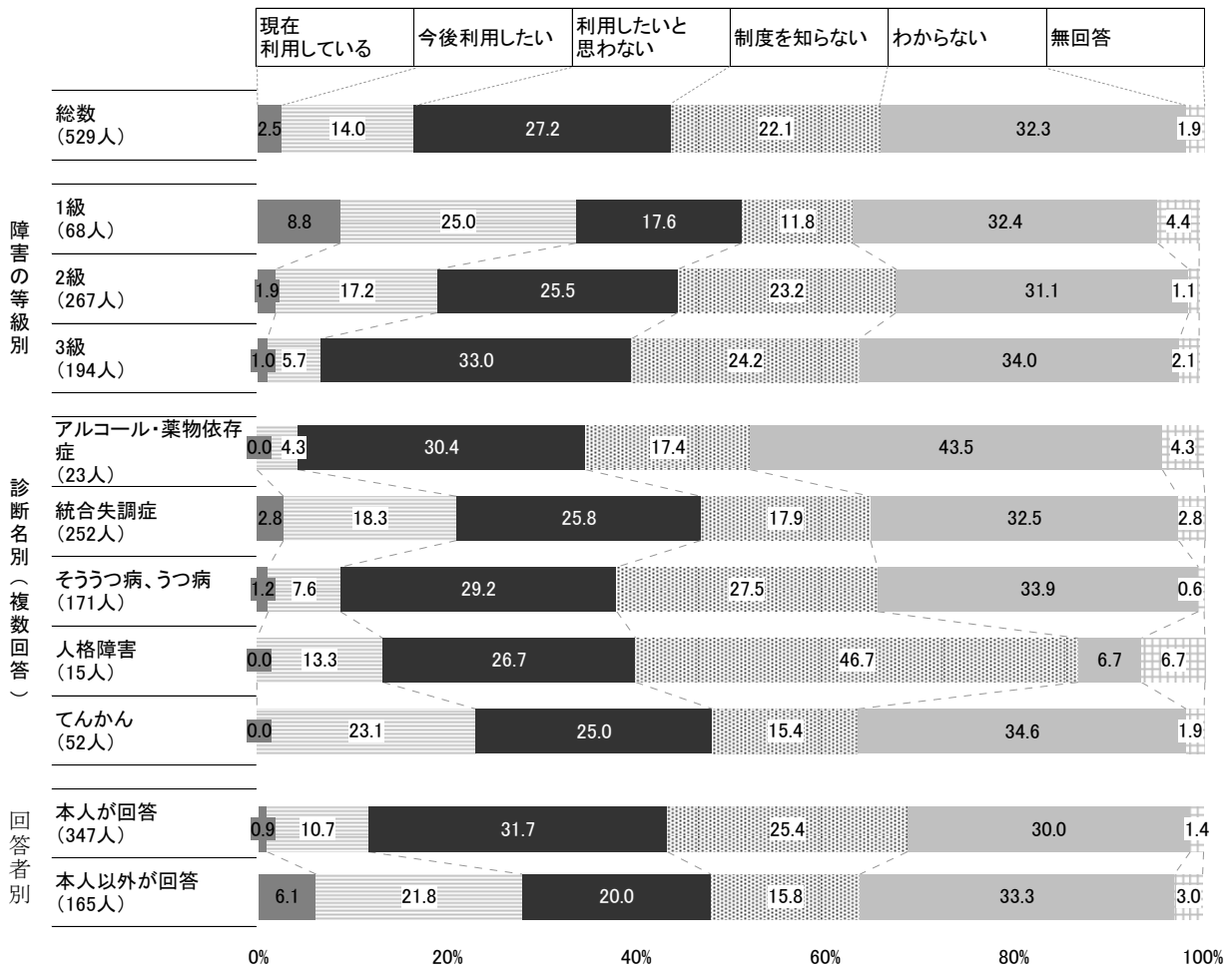
○都の調査から

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ37.3%、32.3%と割合が高い。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

【成年後見制度の利用意向(知的障害者)】



【成年後見制度の利用意向(精神障害者)】



ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- 成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- 親なき後の第三者による成年後見も必要との意見が出された。
- 成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

- 成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援。

(3) 障害者が当たり前に働ける就労支援

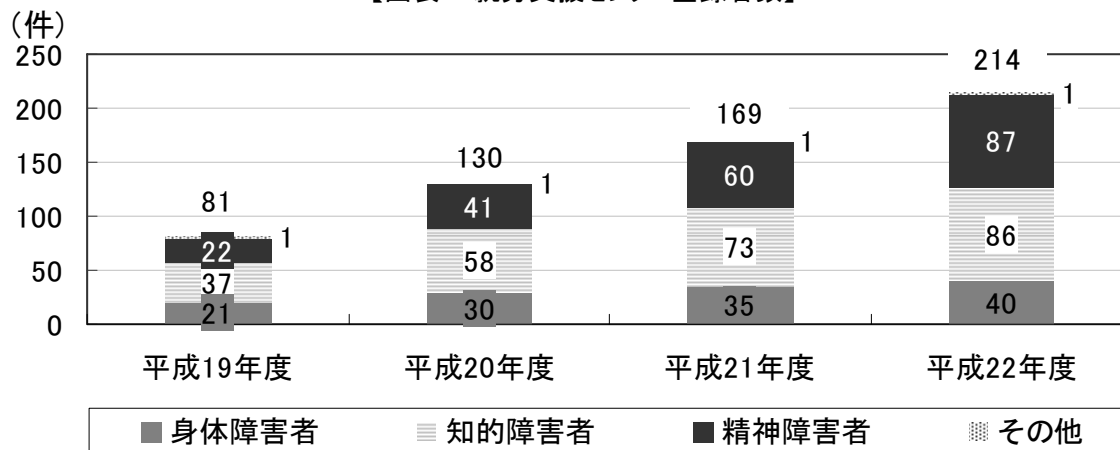
○就労支援センターの働き

平成 19 年に設置された障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成 23 年 3 月 31 日現在の登録者は 214 人になります。特に最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

○地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

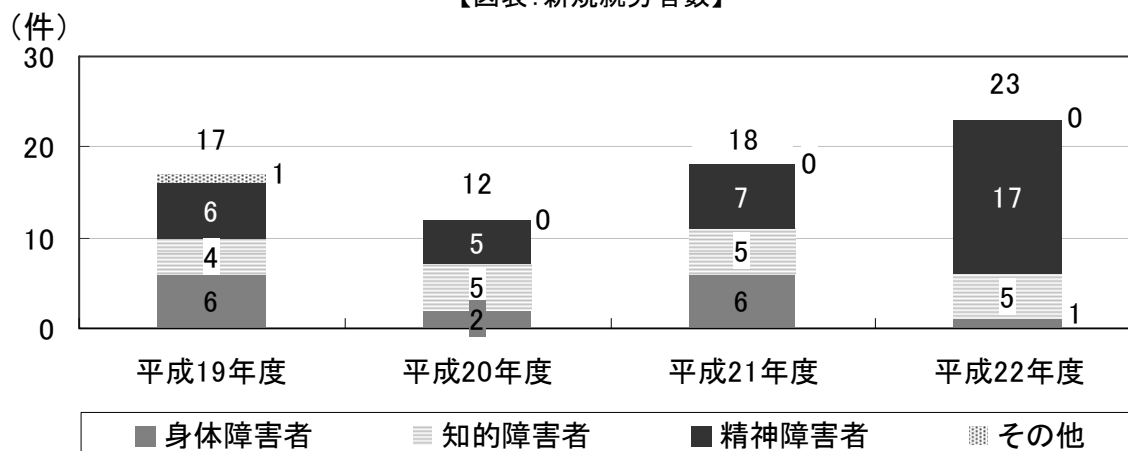
就労支援機関の連携については従来から開催している就労支援連絡協議会に加え、平成 21 年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部会は、平成 21 年度は 2 回、平成 22 年度は 4 回開催し、現状の分析・課題に対する改善策の検討等取り組みを進めています。

【図表 : 就労支援センター登録者数】



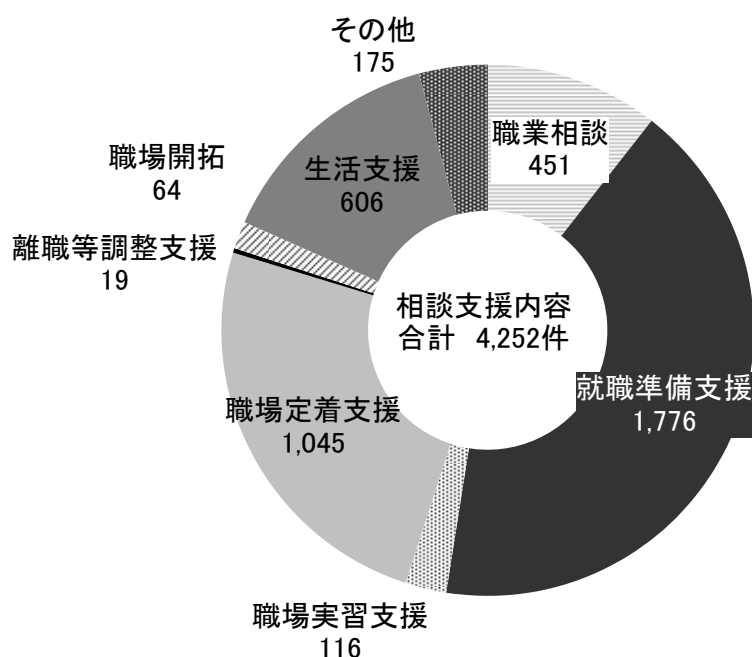
(各年度末現在)

【図表: 新規就労者数】



(各年度末現在)

【図表：相談支援内容(平成 22 年度実績)】



ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題

【意向】

- 就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- 地域の方と直接関われる仕事の場（パン屋、八百屋、レストラン等）がもっとあってほしい。
- 福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- 在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- 障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- 就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- 福祉的就労における作業内容の充実等

(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

○障害児の数等について

平成 23 年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は既述のとおり 310 人と増加傾向です。(P 1 1 を参照)

障害児への支援は乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- ・ 子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- ・ 総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- ・ 特別支援学級が近くにあるといい。地域との係りも持ちやすい
- ・ 障害のある子どもに対する理解を深める取り組みをしてほしい。
- ・ 放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

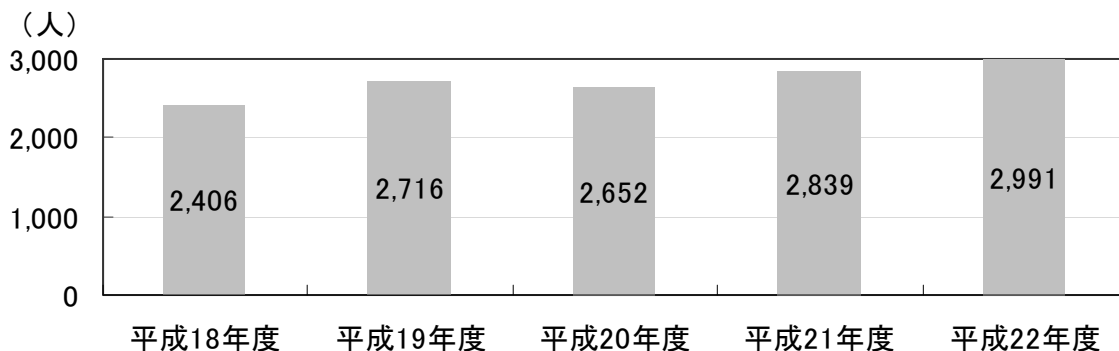
【課題】

- 障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備。
- 障害の「有る無し」にかかわらず共に成長していくことのできる地域社会の推進。
- 子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

【図表：文京福祉センター児童デイサービス利用者数(延人数)の推移】

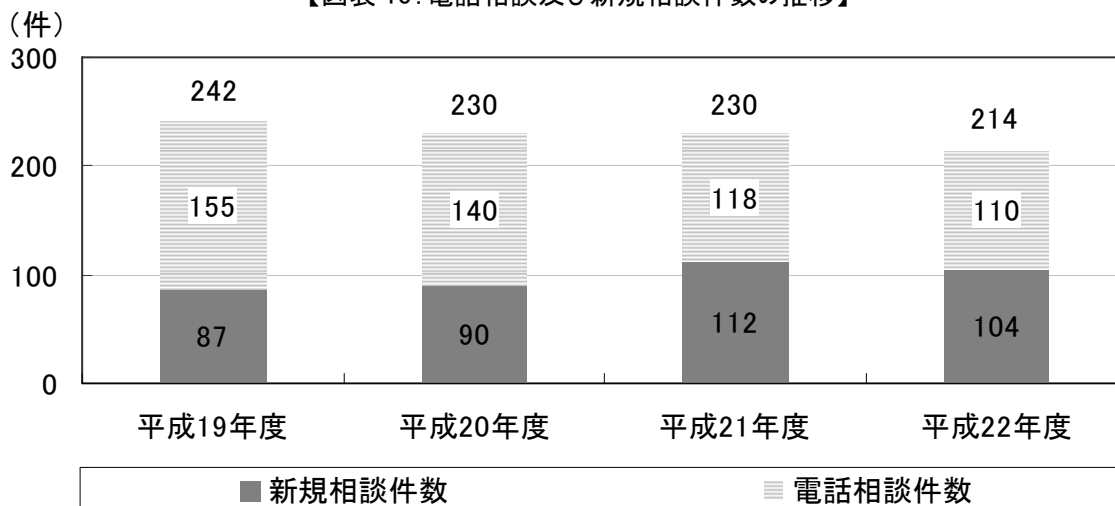


- ※ 平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。
- ※ 平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

○療育相談

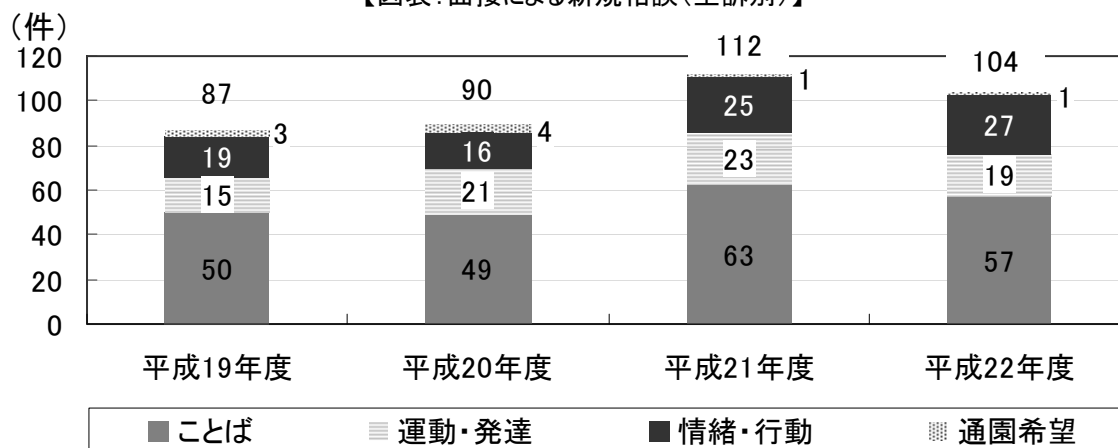
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達にこれに続いています。

【図表10：電話相談及び新規相談件数の推移】

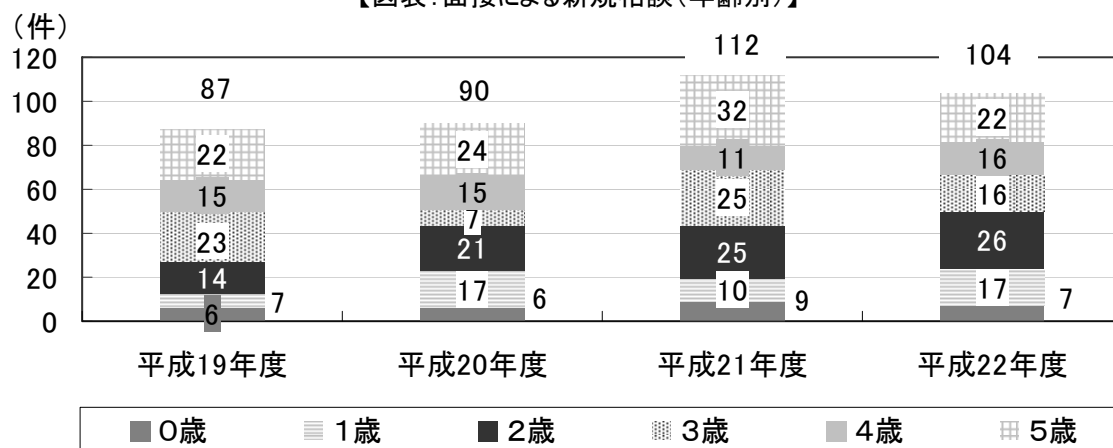


- 電話相談（随時受付）：電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。
- 新規相談（面接による相談・予約受付）：発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

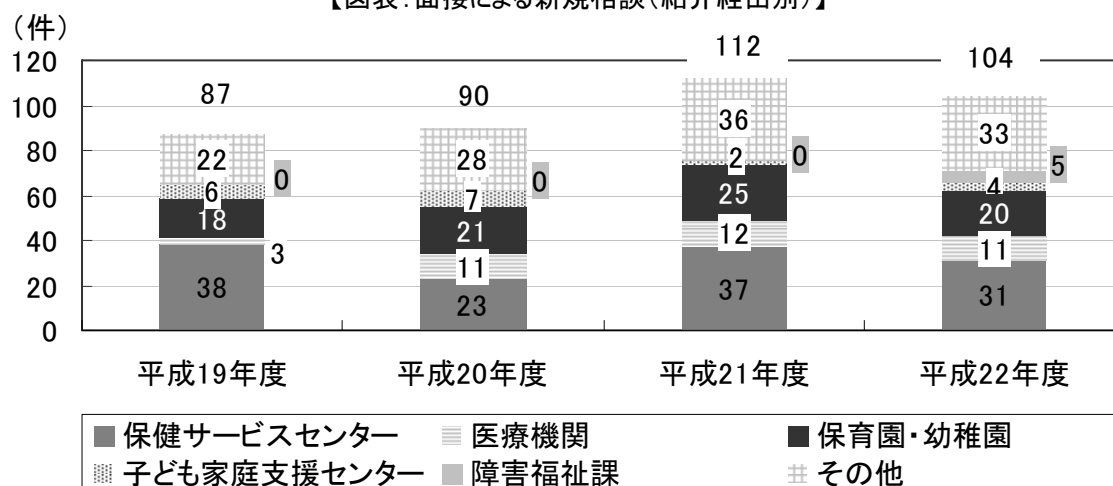
【図表：面接による新規相談（主訴別）】



【図表：面接による新規相談（年齢別）】



【図表：面接による新規相談（紹介経路別）】



(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

○まち及び心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や都福祉のまちづくり条例に基づいてバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- ・文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- ・自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- ・一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- ・日常生活の中で普通に障害者と関わっていけるまちづくりを。
- ・社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取り組みの充実をお願いしたい。

【課題】

- 公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化。
- 偏見や誤解を受けない社会とするための心のバリアフリー。
- 障害者が地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備。

○都の調査から

平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では 18.5%、精神障害者では 22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

【社会参加をする上で妨げになっていること(知的障害者)】

| | | 総数 | 道路や駅などの表示が分からない | 電車やバスなどを使った移動が不便 | 介助者がいない | 情報がない | 理解不足 障害者に対する周りの人の拒否される理由を | 障害を理由に施設等の利用を | 適切な指導者がいない | 仲間が行かない | その他 | 特にない | 無回答 |
|---------------------|--------------------|----------------|-----------------|------------------|-------------|-------|------------------------------|---------------|------------|-------------|------|------|------|
| 総数 | | 100.0 (805) | 10.7 | 14.2 | 13.9 | 5.1 | 18.5 | 1.4 | 6.8 | 18.3 | 12.5 | 38.9 | 3.6 |
| 愛の手帳の程度別 | 1度 | 100.0 (31) | 6.5 | 22.6 | 25.8 | 0.0 | 9.7 | 3.2 | 3.2 | 16.1 | 38.7 | 16.1 | 3.2 |
| | 2度 | 100.0 (205) | 15.1 | 22.4 | 23.4 | 2.4 | 23.9 | 3.4 | 11.2 | 12.2 | 18.5 | 25.9 | 5.4 |
| | 3度 | 100.0 (263) | 11.4 | 13.3 | 14.8 | 6.8 | 20.5 | 0.0 | 6.1 | 22.4 | 10.3 | 37.3 | 3.0 |
| | 4度 | 100.0 (306) | 7.5 | 8.5 | 5.6 | 5.9 | 14.1 | 1.0 | 4.9 | 19.0 | 7.8 | 51.3 | 2.9 |
| 過ごしたところ別 平日の日に主に | 自分の家 | 100.0 (154) | 5.2 | 10.4 | 7.8 | 7.1 | 18.2 | 2.6 | 9.7 | 18.8 | 14.9 | 42.2 | 3.9 |
| | 職場 | 100.0 (210) | 6.2 | 5.2 | 3.3 | 4.3 | 13.3 | - | 3.3 | 16.2 | 7.6 | 56.7 | 2.4 |
| | 通所施設(作業所・デイケア等を含む) | 100.0 (340) | 14.4 | 19.7 | 22.1 | 5.0 | 24.1 | 1.5 | 8.8 | 20.9 | 10.6 | 29.7 | 2.6 |
| | 入所施設 | 100.0 (83) | 16.9 | 20.5 | 16.9 | 2.4 | 10.8 | 1.2 | 3.6 | 8.4 | 28.9 | 26.5 | 9.6 |
| 平成15年度調査 | | 100.0 (647) | 11.4 | 17.9 | 22.1 | 9.1 | 23.5 | 2.2 | 12.7 | 24.4 | 12.5 | - | 26.9 |

【社会参加をする上で妨げになっていること(精神障害者)】

| | | 総数 | 経済的な理由 | 介助者がいない | 情報がない | 理解不足 障害者に対する周りの人の拒否される理由を | 障害を理由に施設等の利用を | 適切な相談相手がない | 仲間が行かない | その他 | 特にない | 無回答 |
|------------|-------------|----------------|-------------|---------|-------|------------------------------|---------------|------------|---------|------|------|-----|
| 総数 | | 100.0 (529) | 24.6 | 4.0 | 11.0 | 22.9 | 2.6 | 10.0 | 15.7 | 16.1 | 33.6 | 2.8 |
| 年齢階級別 | 29歳以下 | 100.0 (34) | 20.6 | 0.0 | 17.6 | 38.2 | 5.9 | 8.8 | 26.5 | 8.8 | 26.5 | 0.0 |
| | 30～39歳 | 100.0 (118) | 30.5 | 5.1 | 16.1 | 29.7 | 1.7 | 8.5 | 22.9 | 16.9 | 24.6 | 3.4 |
| | 40～49歳 | 100.0 (130) | 28.5 | 3.8 | 9.2 | 24.6 | 3.8 | 13.1 | 17.7 | 18.5 | 28.5 | 3.1 |
| | 50～59歳 | 100.0 (111) | 27.9 | 0.9 | 8.1 | 22.5 | 1.8 | 10.8 | 10.8 | 18.0 | 36.0 | 0.9 |
| | 60～69歳 | 100.0 (95) | 16.8 | 5.3 | 12.6 | 10.5 | 2.1 | 11.6 | 8.4 | 11.6 | 42.1 | 6.3 |
| | 70歳以上 | 100.0 (41) | 7.3 | 7.3 | 0.0 | 14.6 | 2.4 | 0.0 | 9.8 | 17.1 | 56.1 | 0.0 |
| | 65歳以上(再掲) | 100.0 (87) | 13.8 | 8.0 | 5.7 | 12.6 | 1.1 | 8.0 | 9.2 | 11.5 | 49.4 | 4.6 |
| 診断名別(複数回答) | アルコール・薬物依存症 | 100.0 (23) | 8.7 | 0.0 | 8.7 | 17.4 | 4.3 | 4.3 | 8.7 | 8.7 | 52.2 | 4.3 |
| | 統合失調症 | 100.0 (252) | 23.4 | 4.4 | 12.7 | 23.8 | 2.0 | 9.5 | 17.5 | 14.7 | 32.5 | 2.0 |
| | そううつ病、うつ病 | 100.0 (171) | 29.8 | 3.5 | 12.3 | 23.4 | 1.8 | 14.6 | 18.7 | 18.1 | 29.8 | 2.9 |
| | 人格障害 | 100.0 (15) | 26.7 | 0.0 | 13.3 | 26.7 | 6.7 | 13.3 | 13.3 | 26.7 | 40.0 | 0.0 |
| | てんかん | 100.0 (52) | 21.2 | 1.9 | 5.8 | 38.5 | 3.8 | 3.8 | 7.7 | 19.2 | 26.9 | 7.7 |
| | その他 | 100.0 (65) | 28.2 | 7.1 | 12.9 | 15.3 | 3.5 | 11.8 | 15.3 | 18.8 | 31.8 | 3.5 |
| 平成15年度調査 | | 100.0 (529) | 29.5 | 9.1 | 14.2 | 25.7 | 2.1 | 18.3 | 15.5 | 11.5 | 29.9 | 5.5 |

<災害時の対応について>

○災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者やその家族は、いっそうの危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- 障害者施設等中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- 災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- 避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが受けられるようにしてほしい。
- 区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- 人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- 病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- 障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者の共有。
- 震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援。
- 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応。
- 心身の不調等による緊急時の支援体制。

第3節 重点課題



ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重され、豊かな生活を送ることができる地域社会としていくため、次の6項目を重点課題として取り組んでまいります。

1 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図ってまいります。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

2 相談支援と権利擁護の充実

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を図ってまいります。また、地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワークの検討を進め、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

併せて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、さらに、障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

3 障害者が当たり前に通じる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。また、障害者が、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前に通じる社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進してまいります。

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、福祉・保健・教育・医療の専門的な対応を含む支援の充実を図ると共に連携強化を推進してまいります。また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害児への一層の支援に取り組んでまいります。

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

誰もが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となった人にやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。また、障害のある人が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

※ユニバーサルデザイン＝あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

6 災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実行性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支えあう地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備する外、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また一方、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実してまいります。

第3章 障害者計画の基本目標と体系

第1節 障害者計画の基本目標



障害者福祉は、障害者基本法の改正を初め、障害者自立支援法の廃止及び障害者総合福祉法の制定、さらに障害者権利条約の批准も視野に、大きな転換期にあり、このような制度の変更に伴い、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある個々人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者は、サービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが重要であり、そのための支援も不可欠となります。

また、全ての人々が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支えあい喜びを分かち合えるインクルーシブな地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

第2節 体系図



| 1 自立に向けた地域生活への支援 | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-----------|-----|-------------|-----|
| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 日常生活支援 サービスの充実 | 1 居宅介護(ホームヘルプ)※ | | | | |
| | 2 重度訪問介護※ | | | | |
| | 3 行動援護※ | | | | |
| | 4 重度障害者等包括支援※ | | | | |
| | 5 短期入所(ショートステイ)※ | 【子】4-7-1 | | | |
| | 6 療養介護※ | | | | |
| | 7 生活介護※ | | | | |
| | 8 施設入所支援※ | | | | |
| | 9 コミュニケーション支援事業※ | | | | |
| | 10 日常生活用具給付※ | | | | |
| | 11 訪問入浴サービス | | | | |
| | 12 日中短期入所事業※ | | | | |
| | 13 補装具の支給 | | | | |
| | 14 緊急一時介護委託費助成 | 【子】4-7-3 | | | |
| | 15 重度脳性まひ者介護 | | | | |
| | 16 短期保護 | | | | |
| | (17) 福祉タクシー | | | | |
| | (18) リフト付き福祉タクシーの運行 | | | | |
| | (19) 自動車燃料費助成 | | | | |
| | 20 移動支援 | | | | |
| | (21) 福祉有償運送事業への支援 | 【地】1-3-8 | | | |
| | 22 同行援護 | | | | |
| 2 生活の場の 確保 | (1) 障害者住宅の運営 | | | | |
| | 2 障害者住み替え家賃助成 | 【子】4-7-11 | | | |
| | 3 障害者住宅あっせん | 【子】4-8-3 | | | |
| | 4 障害者入居支援 | | | | |
| | 5 心身障害者(児)自立生活訓練施設 | | | | |
| | 6 グループホーム・ケアホームの整備 | | | | |
| | 7 共同生活介護(ケアホーム)※ | | | | |
| | 8 共同生活援助(グループホーム)※ | | | | |
| | 9 精神障害者グループホームの拡充 | | | | |
| | 10 福祉センターの建替えに伴うサービスの充実 | | | | |
| | 11 (仮称)新福祉センターの建設 | | | | |
| 3 地域生活への移行 | 1 福祉施設入所者の地域生活への移行※ | | | | |
| | 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行※ | | | | |
| 4 生活訓練の 機会の確保 | 1 精神障害者社会復帰促進事業の推進 | | | | |
| | 2 地域活動支援センター※ | | | | |
| | 3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)※ | | | | |
| 5 保健・医療 サービスの充実 | 1 自立支援医療 | | | | |
| | 2 障害者・児歯科治療事業 | | | | |
| | 3 精神保健相談・訪問指導 | 【保】2-3-1 | | | |
| 6 情報提供の 充実 | (1) 福祉サービス情報の提供 | | | | |
| | 2 福祉サービス等の理解の促進 | | | | |
| | 3 適切な媒体による情報提供の充実 | | | | |
| | 4 ホームページでの情報提供の充実 | | | | |
| | 5 情報のバリアフリーの推進 | | | | |
| 7 経済的支援 | (1) 福祉手当の支給 | | | | |
| | (2) 児童育成手当の支給 | 【子】4-6-8 | | | |
| | 3 利用者負担の軽減 | | | | |

| 2 相談支援と権利擁護の充実 | | | | | |
|----------------------------|---|-----|-----|-------------|-----|
| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 相談支援体制 の整備と充実 | 1 相談支援体制の構築 | | | | |
| | 2 相談支援事業※ | | | | |
| | (3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員 | | | | |
| | (4) 障害者地域自立生活支援センター | | | | |
| | (5) 専門職の育成・研修 | | | | |
| | 6 地域自立支援協議会の運営 | | | | |
| | 7 法改正を踏まえて今後検討する事業 | | | | |
| 2 権利擁護・ 成年後見等の 充実 | 1 あんしんサポート文京への支援【地】1-8-1* | | | | |
| | 2 成年後見制度の利用促進 【地】1-4-2* | | | | |
| | (3) 第三者評価制度の利用促進 【地】1-4-3 | | | | |
| | (4) 福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 【地】1-4-4* | | | | |
| | 5 自立生活のための権利擁護システムの構築 | | | | |
| | 6 障害者虐待防止対策支援事業 | | | | |

| 3 障害者が当たり前に関われる就労支援 | | | | | |
|----------------------|--------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 就労支援体制 の確立 | 1 就労支援センターの充実 | | | | |
| | 2 就労支援ネットワークの構築・充実 | | | | |
| | 3 障害者雇用の普及・啓発 | | | | |
| | 4 就労支援者の育成 | | | | |
| | 5 中小企業障害者体験雇用等助成事業 | | | | |
| 2 就労継続への支援 | 1 就業先企業への支援 | | | | |
| | 2 安定した就業生活への支援 | | | | |
| 3 福祉施設等 での就労支援 | 1 福祉施設から一般就労への移行※ | | | | |
| | 2 就労移行支援※ | | | | |
| | 3 就労継続支援※ | | | | |
| | 4 福祉施設等での仕事の確保 | | | | |
| 4 就労機会の拡大 | 1 区の業務における就労機会の拡大 | | | | |
| | 2 地域雇用開拓促進事業 | | | | |

| 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援 | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 障害の 早期発見・ 早期療育 | (1) 乳幼児健康診査 | ▶ | | | |
| | 2 発達健康診査 | ▶ | | | |
| | (3) 経過観察健康診査 | ▶ | | | |
| | 4 療育相談の充実 | ▶ | | | |
| | 5 発達に関する情報の普及啓発 | ▶ | | | |
| | 6 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) | ▶ | | | |
| | (7) 子育て支援カウンセラー派遣の充実 | ▶ | | | |
| 2 相談支援の 充実 | 1 多様な支援機関との連携 | ▶ | | | |
| | 2 継続支援体制の充実 | ▶ | | | |
| | 3 専門的療育訓練 | ▶ | | | |
| | 4 個別の教育支援計画の作成 | ▶ | | | |
| | 5 専門家による巡回相談事業 | ▶ | | | |
| | 6 (仮称)教育・発達相談窓口の設置 | ▶ | | | |
| | 7 児童発達支援事業 | ▶ | | | |
| 3 乳幼児期・ 就学前の 支援 | 1 保育園障害児保育 【子】1-3-4 | ▶ | | | |
| | 2 幼稚園特別保育 【子】2-4-2 | ▶ | | | |
| | 3 就学前相談体制の充実 | ▶ | | | |
| | 4 区立幼稚園の預かり保育 【子】4-1-11 | ▶ | | | |
| | 5 緊急一時保育等 【子】4-1-8 | ▶ | | | |
| 4 学齢期の支援 | 1 総合教育相談の支援 | | ▶ | | |
| | 2 特別支援教育の充実 | | ▶ | | |
| | 3 特別支援子育て事業 【子】1-3-6 | | ▶ | | |
| | 4 育成室への障害児受入 【子】1-3-5 | | ▶ | | |
| | 5 バリアフリーパートナー運営 【子】2-4-4 | | ▶ | | |
| | 6 個に応じた指導の充実 | | ▶ | | |
| | 7 放課後の居場所対策 【子】1-3-7 | | ▶ | | |
| | 8 交流及び共同学習支援員配置事業 | | ▶ | | |
| | 9 特別支援教室専門指導員派遣事業 | | ▶ | | |
| | 10 教育センター建て替えに伴うサービスの充実 | | ▶ | | |
| | 11 放課後全児童向け事業 【子】2-1-2 | | ▶ | | |
| | 12 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営 | | ▶ | | |
| | 13 法改正を踏まえて今後検討する事業 | | ▶ | | |

| 5 ひとにやさしいまちづくりの推進 | | | | | |
|-------------------------------------|--|-----|-----|-------------|-----|
| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
| 1 安全で快適な 生活環境の 整備 | (1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 【地】1-3-7* | | | | |
| | 2 道のバリアフリーの推進 【地】1-3-2* | | | | |
| | (3) 地下鉄駅へエレベーター等の整備 【地】1-3-5* | | | | |
| | 4 総合的自転車対策の推進 | | | | |
| | 5 公園再整備事業 | | | | |
| | 6 コミュニティバス運行 | | | | |
| 2 防災・ 安全対策の 充実 | 1 災害時要援護者の支援体制の充実 【地】3-4-1* | | | | |
| | 2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 【地】3-4-2* | | | | |
| | 3 避難所運営協議会運営支援 【地】3-4-4* | | | | |
| | (4) 緊急通報システムの設置 | | | | |
| | (5) 火災安全システムの設置 | | | | |
| | (6) 心身障害者福祉電話事業 | | | | |
| 3 ノーマライゼーション と合理的配慮の 理念の普及 | 1 障害及び障害者に対する理解の促進(心のバリアフリー) | | | | |
| | 2 情報のバリアフリーの推進 【再掲】1-6-5 | | | | |
| | 3 適切な媒体による情報提供の充実 【再掲】1-6-3 | | | | |
| | 4 障害者週間記念事業「ふれあいの集い」【地】1-5-3 | | | | |
| | 5 障害者事業を通じた地域交流(ステージエコ・福祉の店) 【再掲】5-4-1 | | | | |
| 4 地域との交流と 文化活動の 促進 | 1 障害者事業を通じた地域交流(ステージエコ・福祉の店) | | | | |
| | 2 障害者週間記念事業「ふれあいの集い」 【再掲】5-3-4 | | | | |
| | (3) 障害者会館 | | | | |
| | (4) 心身障害者・児レクリエーション | | | | |
| 5 地域福祉の 担い手への 支援 | 1 ボランティア・市民活動センターへの支援【地】1-6-1* | | | | |
| | (2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成 | | | | |
| | 3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 【地】1-1-1* | | | | |
| | 4 いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実 【地】1-1-1* | | | | |
| | 5 ファミリーサポートセンター事業 【地】1-1-1* | | | | |
| | (6) 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 【地】1-1-2* | | | | |
| | (7) 話し合い員との連携 【地】1-1-3* | | | | |
| | 8 当事者及び家族の交流の支援 | | | | |
| | (9) 地域活動参加支援サイト | | | | |

■凡例

| 中項目 | 小項目 | 就学前 | 就学後 | 卒業後/ 就職期 | 高齢期 |
|----------------------------|---------------------------------|-----|-----|-------------|-----|
| 1 安全で快適な 生活環境の 整備 | (1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 【地】1-3-7* | | | | |
| | 2 道のバリアフリーの推進 【地】1-3-2* | | | | |

無印：本計画内で進行管理の対象とする予定の事業です。
 ()：進行管理の対象外の事業です。
 【○】*-**：他の分野別計画で取り上げている重複事業
 です。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

第4章 計画事業

第1節 自立に向けた地域生活への支援



計画の方針

障害のある誰もが住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、ひとり一人の障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めます。

| | 就学前 | 就学後 | 卒業後／就職期 | 高齢期 |
|----------------|-----------------|-----|--------------|-----|
| 自立に向けた地域生活への支援 | 1 日常生活支援サービスの充実 | | | |
| | | | 2 生活の場の確保 | |
| | | | 3 地域生活への移行 | |
| | | | 4 生活訓練の機会の確保 | |
| | 5 保健・医療サービスの充実 | | | |
| | 6 情報提供の充実 | | | |
| | 7 経済的支援 | | | |

(1) 日常生活支援サービスの充実

障害者の誰もが住み慣れた地域で自立した社会生活を送るには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保されるよう充実を図ります。

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|----------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 居宅介護（ホームヘルプ） ※ 1-1-1 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | | |
| 目標 | 介護が必要な障害者・児に対して、自宅で食事の介護等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | ◇身体介護 利用時間：12,447時間 利用者数：延880人 | | | ◇身体介護 | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | ◇家事援助 利用時間：9,783時間 利用者数：延989人 | | | 利用時間 | 15,217 | 16,802 | 18,552 |
| | | | | 利用者数 | 1,100 | 1,214 | 1,341 |
| | | | | ◇家事援助 | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | 利用時間 | 12,051 | 13,306 | 14,691 | |
| | | | 利用者数 | 1,206 | 1,331 | 1,470 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績より、年に10%利用数が伸びると見込む。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 重度訪問介護 ※ 1-1-2 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活又は社会生活を支援する。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用時間：64,721時間 利用者数：延249人 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 利用時間 | 75,678 | 83,199 | 91,466 |
| | | | 利用者数 | 264 | 290 | 319 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績より、年に10%利用数が伸びると見込む。

| | | | | | | |
|-----------|--|----------|--------------|---------------|------|------|
| 事業名 | 行動援護 ※ 1-1-3 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者・児が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、自立した日常生活又は社会生活を支援する。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | |
| | 実績なし | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | 利用時間 | | 756 | 756 | 756 |
| 利用者数 | | | 12 | 12 | 12 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】実績はないものの利用人数として12名を見込む。

| | | | | | | |
|-----------|---|----------|--------------|---------------|-------|-------|
| 事業名 | 重度障害者等包括支援 ※ 1-1-4 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | |
| | 実績なし | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | 利用時間 | | 2,730 | 2,730 | 2,730 |
| 利用者数 | | | 12 | 12 | 12 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】実績はないものの利用人数として12名を見込む。

| | | | | | | |
|-----------|--|----------|--------------|----------------|-------|-------|
| 事業名 | 短期入所 (ショートステイ) ※ 1-1-5 (子4-7-1) | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | |
| 目標 | 自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | |
| | 利用日数：延1,608日 利用者数：延158人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | 利用日数 | | 1,275 | 1,290 | 1,305 |
| 利用者数 | | | 139 | 145 | 153 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】平成21年度～23年度の伸び率を勘案して算出。

| | | | | | | |
|-----------|---|----------|--------------|--------------|-------|--|
| 事業名 | 療養介護 ※ 1-1-6 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 医療並びに常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用日数：延730日 利用者数：延24人 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | 利用者数 | 4,380 | 4,380 | 4,380 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】平成24年4月の法改正により、都から区へ移行される障害児施設利用者（18歳以上の加齢児分）の増を見込む。

| | | | | | | |
|-----------|---|----------|--------------|--------------|------|--|
| 事業名 | 生活介護 ※ 1-1-7 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用者数：113人 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | 利用者数 | 198 | 202 | 227 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】今後の特別支援学校等卒業生数や新体系未移行者、障害児施設利用者（加齢児）の人数を勘案して見込む。

| | | | | | | |
|-----------|--|----------|--------------|--------------|------|--|
| 事業名 | 施設入所支援 ※ 1-1-8 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用者数：62人 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | 利用者数 | 117 | 122 | 128 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 ○ | 高齢期 ○ | | |

【考え方】新体系未移行者や障害児施設利用者（加齢児）等を勘案して見込む。

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | コミュニケーション支援事業 ※ 1-1-9 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 派遣回数：延524回 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 派遣回数 | | | | 573 | 579 | 585 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】実績から微増程度を見込む。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|--------------|-------|-------|
| 事業名 | 日常生活用具給付 ※ 1-1-10 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 実施件数：1,700件 利用者数：389人 22年度から利用者負担軽減措置で非課税世帯の利用者負担を無料とした。 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 実施件数 | 1,942 | 2,035 |
| | | | 利用者数 | 432 | 452 | 474 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】実績は毎年増加、手帳取得がストマ支給に直結する直腸膀胱機能障害者を含む、手帳所持者数にも毎年増加。今後も伸び見込む。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | 訪問入浴サービス 1-1-11 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 入浴が困難な在宅で重度の身体障害者・児に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用回数：延513回 利用者数：9人 利用回数は原則週2回 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 延利用回数 | 624 | 624 |
| | | | 利用者数 | 10 | 10 | 10 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】実績等を勘案して見込む。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|----------------|------|------|------|
| 事業名 | 日中短期入所事業 ※ 1-1-12 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | | |
| 目標 | 自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用回数：延46回 利用者数：延14人 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 区独自事業で利便性の高い「短期保護サービス」の実施や、本事業の利用可能な事業所が少ないこと等により、想定を下回る利用状況になっていると思われる。 | | | 利用回数 | 73 | 88 | 106 |
| | | | 利用者数 | 28 | 33 | 38 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績等を勘案。日中短期入所事業者の登録要件の拡大については検討の余地。

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 補装具の支給 1-1-13 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される舗装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 交付：157件 修理：114件 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 交付、修理とも計画件数を若干下回った。利用の多いものとしては補聴器、義肢・装具がある。 | | | 交付件数 | 215 | 215 | 215 |
| | | | 修理件数 | 127 | 127 | 127 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】全体的には大きな変化はないが、微増傾向で3%増と見込む。

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | 緊急一次介護委託費助成 1-1-14（子4-7-3） | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、家族等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用者数：22人 | | | | 24年度 | 25年度 |
| | | | 利用者数 | 25 | 25 | 25 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】実績等を勘案。

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|-------|-------|------|
| 事業名 | 重度脳性まひ者介護 1-1-15 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 脳性まひ等で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な障害者に、介護人を派遣し、在宅生活の支援を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用世帯数：13世帯 利用回数：延1,872回 原則、自立支援法の障害福祉サービス利用者は対象外 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 利用世帯 | 15 | 15 | 15 |
| | | | 利用回数 | 2,160 | 2,160 | 2,160 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績等を勘案。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 短期保護 1-1-16 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担軽減を行う。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用時間数：延14,490時間 利用者数：延789人 文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施。どちらも利用時間、利用者数ともに増加している。 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 利用時間 | 16,431 | 17,252 | 18,114 |
| | | | 利用者数 | 911 | 956 | 1,003 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績の伸びが顕著。平成23年度は8%、24～26年度は年5%の増加を見込む。

| | | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|----------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 移動支援 ※ 1-1-20 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | | |
| 目標 | 屋外での移動が困難な障害者・児に対して、必要なガイドヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用時間：延46,464時間 利用者数：延2,145人 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 利用時間、利用延人数とも増加している。 また、サービス提供事業者も増加傾向にあり、利用者の選択肢が広がっている。 | | | 利用時間 | 46,939 | 51,633 | 56,796 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】法改正により23年度10月以降、視覚障害者が「同行援護」に移行することも勘案するが、全体として増加を見込む。

| | | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|--------------|--------|--------|--------|
| 事業名 | 同行援護 ※ 1-1-22 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 障害者自立支援法の改正により平成23年10月から実施（視覚障害者のための移動支援） | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 利用時間 | 21,434 | 21,957 | 22,480 |
| | | | 利用者数 | 838 | 862 | 886 | |
| | | | ※数値は延人数 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】移動支援事業を利用していた視覚障害者数等を勘案し算出する。

(2)生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設の整備を推進し、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実を図ります。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|---------------|------|------|
| 事業名 | 障害者住み替え家賃助成 1-2-2 (子 4-7-11) | | 所管課 | 住宅課 | | |
| 目標 | 取り壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯の居住の支援と安定を図る。障害者世帯には3障害を含む。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | |
| | 新規件数：4件 継続件数：1件 20年度より住環境を改善するための転居を対象要件に加えて実施している。 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 新規件数 | 5 | 5 |
| | | | 継続件数 | 3 | 3 | 3 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】実績等に基づき、計画目標値を算出。精神障害を新たに対象とする方向。

| | | | | | | | |
|---------------|---|-----|----------|---------------|------|------|---|
| 事業名 | 障害者住宅あっせん 1-2-3 (子 4-8-3) | | 所管課 | 住宅課 | | | |
| 目標 | 住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、障害者世帯の居住の支援と安定を図る。障害者世帯には3障害を含む。 | | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | | |
| | ◇住宅あっせん 申請件数：6件 成約件数：0件 ◇住み替え相談会 開催回数：6回 障害者の希望条件に合致する物件は多くはないが、周知等に努め事業を実施していく。 | | | ◇住宅あっせん | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | | 申請件数 | 8 | 8 | 8 |
| | | | | 成約件数 | 2 | 2 | 2 |
| | | | ◇住み替え相談会 | | | | |
| | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | |
| | | | 開催回数 | 4 | 4 | 4 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績等を勘案し、計画目標を算定。精神障害を新たに対象とする方向

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 障害者入居支援 1-2-4 | | 所管課 | 住宅課 | | | |
| 目標 | 連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な方に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。障害者世帯には3障害を含む。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 住み替えサポート：0件 家賃債務保証制度：0件 あんしん居住制度：0件 引き続き、サービスの周知等に努め事業を実施していく。 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 住み替えサポート | 4 | 4 | 4 |
| 家賃債務保証制度 | | | | 2 | 2 | 2 | |
| あんしん居住制度 | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

【考え方】実績等を勘案。

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|---|--|--|
| 事業名 | 心身障害者自立生活訓練施設 1-2-5 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 心身障害者・児を保護し、過程に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、自立生活の支援を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施。22年度は、動坂福祉会館で実人数2人、延19か月の実績があった。 | | | 引き続き、文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施していく。 | | |
| | | | | 定員 藤の木荘 2人 動坂福祉会館 4人 平成27年度以降は、新福祉センターの開設に伴う施設整備を勘案し、本事業について検討していく。 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】新福祉センターの短期入所の整備等を踏まえ今後の検討が必要となる。

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | グループホーム・ケアホームの整備 新 1-2-6 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 障害者が地域の中で、共同して自立生活を送れるよう、施設建設費の助成を行い、民間事業者誘致による施設整備を促進する。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 整備数 | | | 1 | 1 | 2 |
| 定員数 | | | 6 | 6 | 12 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】 ニーズを踏まえ、毎年着実に整備を行っていく。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|----------------|------|------|
| 事業名 | 共同生活介護（ケアホーム） ※ 1-2-7 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | |
| 目標 | 障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 利用者数：31人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 利用者数 | 40 | 44 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】 区有地を活用した「エルムンド小石川」や実績の伸び率を勘案し算出。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|--------------|----------------|------|------|
| 事業名 | 共同生活援助（グループホーム） ※ 1-2-8 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | |
| 目標 | 障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用者数：35人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】 実績の伸び率を勘案し算出する。

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|--------------|-------|------|------|
| 事業名 | 精神障害者グループホームの拡充 新 1-2-9 | | 所管課 | 予防対策課 | | |
| 目標 | 社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて、精神障害者グループホームを開所する際の借上費用など初期費用の助成を行い施設整備のを推進を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | 整備数 | 1 | 1 | 1 |
| | | | 定員数 | 6 | 6 | 6 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】 ニーズを踏まえ、毎年1か所の整備を見込む。

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|---|--------|--|--|
| 事業名 | 福祉センターの建替えに伴うサービスの充 実 1-2-10 | | 所管課 | 特命担当課長 | | |
| 目標 | 福祉センターの建替えに伴い、施設入所や在宅障害者の家族の休養等を図る短期入所施設新設を始め、障害者相談支援事業、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援、障害のある中高生の放課後デイサービス事業（放課後の居場所対策）等についても充実を図ります。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 短期入所施設（ショートステイ）は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。22年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。 | | 主な整備内容（平成27年度） ○入所施設（40床） ○障害者相談支援事業[新] ○短期入所施設（10床）[新] ○生活介護（40名） ○自立訓練（20名） ○地域活動支援センター（10名） ○放課後の居場所対策（20名） | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | |
|---------------|---|-----|------------------------------------|--------|
| 事業名 | (仮称) 新福祉センターの建設 1-2-11 | | 所管課 | 特命担当課長 |
| 目標 | 平成 23 年度に基本設計・実施設計を策定し、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、建設工事を行います。 竣工は、平成 27 年 1 月を予定しており、平成 27 年 4 月からの開設を目指します。 | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | | |
| | 短期入所施設（ショートステイ）は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。22 年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。 | | 平成 24 年度 建設工事着手 平成 26 年度 竣工（予定） | |

(3) 地域生活への移行

障害者が地域で自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、相談の充実等を図り、障害者の地域生活への移行や定着を支援します。

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | 福祉施設入所者の地域生活への移行 ※ 1-3-1 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 移行者数：6人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 移行者数 | | | | 3 | 3 | 4 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】施設入所者の地域移行は、入所施設を運営する法人が施設を開設した場合は3年間の実績平均で2名。その他の要素で1名

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--|--|--|
| 事業名 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行 1-3-2 | | 所管課 | 予防対策課 | | |
| 目標 | 受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居及び通所訓練施設等の確保や相談体制の充実を含めた保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。また、都や各関係機関との連携を強化し精神障害者の福祉の向上を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 医療機関と連携をとり、保健師及び地域活動支援センターが退院後の支援を行って来た。 | | | 23年度より開始した新規事業のグループホーム開設助成事業及び地域生活安定化事業によりグループホーム・安定化事業実施施設を新設し、退院後の環境整備を行う。それと共に、保健所と地域活動支援センターで実施している相談支援体制を強化し、精神障害者の日常生活を支援する。 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

(4)生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|-------|-------|
| 事業名 | 精神障害者社会復帰促進事業の推進 1-4-1 | | 所管課 | 保健サービスセンター | | |
| 目標 | 医療機関や区内精神障害者自立支援施設他との連携を強化し、事業を幅広く周知し新規利用者を増やし、また訓練プログラムを充実させ、精神障害者の社会復帰を促進していく。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 実施回数：135回 参加人数：延1,325人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 精神障害回復途上者デイケア事業において、利用者個別の目標設定と評価を行うとともに、生活技能訓練などのプログラムを実施し、精神障害者の社会復帰支援を強化している。 | | | 実施回数 | 135 | 135 |
| 参加人数 | | | | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】実施回数は、要綱で毎週3回。参加人数は実績から算定。

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------------------|------|------|
| 事業名 | 地域活動支援センター ※ 1-4-2 | | 所管課 | 障害福祉課 福祉センター 予防対策課 | | |
| 目標 | 障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者の地域生活支援を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 設置数：4箇所 動坂福祉会館・文京福祉センター・あせび会支援センターに加え、エナジーハウスにおいて、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行うことにより、障害者等の地域活動支援を図っている。 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 設置数 | 5 | 5 |
| 卒業期／就職期 | | | | 高齢期 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】「東京カリタスの家」が加わり計5か所と見込む。

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|--------------|-------|------|------|
| 事業名 | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ※ 1-4-3 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | <p>文京福祉センター等で一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。</p> <p>また、福祉センター建て替えに併せ、機能訓練・生活訓練を共に実施し、支援の充実を図る。（現福祉センターでは機能訓練のみ実施）</p> | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用者数： 23人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | 利用者数 | 23 | 25 | 28 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

【考え方】 実績等を勘案し見込む。

(5) 保健・医療サービスの充実

障害者が地域で健康に暮らしていけるよう、医療費の負担軽減や歯科診療、精神面における相談等、必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

| | | | | | |
|--|---|-----|--------------|-------------------------|--|
| 事業名 | 自立支援医療 1-5-1 | | 所管課 | 障害福祉課 健康推進課 予防対策課 | |
| 目標 | 心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。 | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 更生医療：申請・更新 124 件 育成医療：申請 11 件 認定 10 件 精神通院：申請・更新 1,712 件 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 心身の障害・疾患を除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施している。 | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|--------------|-------|------|------|
| 事業名 | 障害者・児歯科診療事業 1-5-2 | | 所管課 | 健康推進課 | | |
| 目標 | 障害者・児を対象に、歯科治療のほか、各種相談、歯磨き指導、食生活指導、必要な予防措置、定期歯科健康診査等を行うとともに、高次医療機関や地域のかかりつけ医へ繋げる。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施） | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 利用者数 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 21年度 | 延 190 人 | | 利用者数 | 300 | 300 | 300 |
| 22年度 | 延 227 人 | | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】 定員設定と利用者の増加傾向を勘案して人数を見込む

| | | | | | | | |
|---------------|--|-------|---------|-----------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 精神保健相談・訪問指導 1-5-3 (保 2-3-1) | | 所管課 | 保健サービスセンター | | | |
| 目標 | 精神科医・保健師による相談、訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。 | | | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | | |
| | ◇精神保健相談 実施回数：48 回 延人数：延 100 人 ◇訪問指導 実人数：1,193 人 延人数：3,855 人 | | | ◇精神保健相談 | | | |
| | | | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| | | | | 実施回数 | 48 | 48 | 48 |
| | | | | 延人数 | 100 | 100 | 100 |
| | | | | ◇訪問指導 | | | |
| | | | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 実人数 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | | | | |
| 延人数 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | ○ | | | |

【考え方】 実施回数は、年 48 回を予定。人数は実績勘案。

(6) 情報提供の充実

地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるよう、情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な提供方法を図り、情報バリアフリーを推進します。

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-------|
| 事業名 | 障害福祉サービス等の理解の促進 1-6-2 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害者制度が目まぐるしく変わる中、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について、迅速・的確に情報を得ることができるよう、講座や勉強会等を実施すると共に、自発的な取り組みへの支援を行う。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 障害福祉サービスに関する研修会や勉強会等への支援を実施してきた。制度改正等の国の動きや区における福祉センター建て替え等の取り組みについても、一層の周知に努めてきた。 | | ○障害福祉制度やサービスに関する研修会等を実施すると共に、勉強会等への支援を行う。 ○障害者団体等と協力し、制度改正など一層の周知と理解促進に努める。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | ○ |

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-------|
| 事業名 | 適切な媒体による情報提供の充実 1-6-3 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害の種別に合わせた、適切な媒体による情報提供の推進を行う。（音声コード※・デジタイズ※・点字化等） | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 福祉のてびき（点字・テープ・デジタイズ） わたしの便利帳（デジタイズ） | | 新技術の開発に注視し、有効性を勘案の上、適切な媒体により情報提供を推進していく。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | ○ |

※音声コード＝紙に掲載された情報を音声に変えることができるコードです。切手サイズで、専用読み取り装置により音声で内容を確認することができます。

※デジタイズ＝専用の機械やパソコンにより、音声を再生することができるデジタル録音図書です。CD-ROMを主な記録媒体としています。

| | | | | |
|-----------|---|-----|--|-------|
| 事業名 | ホームページでの情報提供の充実 1-6-4 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、誰もが使いやすく情報が探しやすくできるよう整備を進める。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 制度改革等の迅速で適確な反映を行うなど、ホームページの適切な運用と情報の拡充を図っている。22年4月からは、心身障害者福祉のてびきをホームページにアップした。 | | 提供する情報の量の充実に加えて、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努め、誰にでも使いやすいホームページ作りを行い、情報のバリアフリーを推進する。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | ○ |

| | | | | |
|-----------|---|-----|--|------------------|
| 事業名 | 情報のバリアフリーの推進 1-6-5 | | 所管課 | 障害福祉課 社会福祉協議会 |
| 目標 | ICT（情報通信技術）の進展に対応し、障害者を含めた誰もがICTを利活用し、その恩恵を享受できるよう、情報バリアフリー関連施策を積極的に推進する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 社会福祉協議会において、パソコン教室を開催している。21年度及び22年度はパソコン教室を開催し、それぞれ26人、29人が参加した。 | | ○障害者パソコン支援ボランティア養成講座の実施 ○パソコン教室、携帯電話教室の実施 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | ○ |

※障害者パソコン支援ボランティア＝障害者の情報バリアフリーを推進するため、パソコン操作や環境設定をサポートするボランティア

(7) 経済的支援

利用者負担を軽減するとともに、手当の充実や財源の確保を国や都に要望していきます。

| | | | | |
|---------------|---|-----|----------------|-------|
| 事業名 | 利用者負担の軽減 1-7-3 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | <p>障害福祉サービス等の利用者負担については、さまざまな軽減策を実施し、平成 22 年 4 月から非課税世帯の負担を無料とした。</p> <p>平成 25 年 8 月から障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法が施行され、利用者負担の仕組みも見直される予定である。この法改正を踏まえ区としても適切に対応していく。</p> | | | |
| | 実績（22 年度末） | | 計画内容（平成 26 年度） | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

第2節 相談支援と権利擁護の充実



計画の方針

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められています。地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充実を図ります。

併せて、障害者の人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護の推進を図ります。

| | 就学前 | 就学後 | 卒業後／就職期 | 高齢期 |
|--------------|-----------------|-----|---------|-----|
| 相談支援と権利擁護の充実 | | | | |
| | 1 相談支援体制の整備と充実 | | | |
| | | | | |
| | 2 権利擁護・成年後見等の充実 | | | |
| | | | | |

(1) 相談支援体制の整備と充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を支援していくため、相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の相談機能を強化し、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。

| | | | | |
|-----------|---|-----|---|-------|
| 事業名 | 相談支援体制の構築 2-1-1 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、専門的かつ総合的な相談支援が実施できる体制を構築する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 総合的な支援体制について、地域自立支援協議会では、課題を整理しながら望ましい相談支援体制や相談支援に係るネットワークについて、継続的に検討するとともに、福祉センターの建て替えの中でも、総合的な相談機能について検討を続けている。 | | 総合的な支援体制について、地域自立支援協議会において引き続き検討を進める。平成24年の法改正や27年の福祉センターにおける相談支援事業所の開設を視野に、区の相談支援体制について総合的に検討し整備を図る。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|--------------|----------------|------|------|
| 事業名 | 相談支援事業 ※ 2-1-2 | | 所管課 | 障害福祉課 予防対策課 | | |
| 目標 | 障害者・児やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行い、自立生活の促進を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 実施箇所数： 6箇所 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 地域生活支援事業における相談支援事業は、身体及び知的障害については障害福祉課、精神障害については保健サービスセンター（本郷支所を含む）、あせび会支援センター、エナジーハウスにおいて相談支援、情報の提供や助言等を行っている。指定相談支援事業としては、文京槐の会、あせび会支援センター、トチギ介護サービスが実施している。 | | 実施箇所数 | 6 | 8 | 11 |
| | | | サービス利用計画作成数 | 150 | 150 | 150 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】 民間相談支援事業所は4箇所。今後、年間2～3箇所増を目標

※地域生活支援事業＝障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活ができるよう、区市町村及び都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行う事業。

| | | | | | |
|--|--|-------|----------------|-------|-------|
| 事業名 | 地域自立支援協議会の運営 2-1-6 | | 所管課 | 障害福祉課 | |
| 目標 | 地域自立支援協議会は地域の障害福祉システムの検討を行う。この協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会を設置し、支援体制等協議を重ねている。平成 24 年度からは本協議会は法内事業とされており、障害者計画への関与など、一層の機能強化を図る。 | | | | |
| | 実績（22 年度末） | | 計画内容（平成 26 年度） | | |
| | 地域自立支援協議会：2 回開催 | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| | | 協議会回数 | 2 | 2 | 2 |
| 相談支援専門部会：2 回開催 就労支援専門部会：4 回開催 権利擁護専門部会：2 回開催 | 部会回数 | 12 | 12 | 12 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |

【考え方】協議会は各年 2 回。部会は各 4 回程度開催を見込む。

※法内事業＝障害者自立支援法の改正により、既に区に設置されている自立支援協議会が法律上に規定された。

| | | | | | |
|---------------|---------------------------|-----|----------------|-------|--|
| 事業名 | 法改正を踏まえて今後検討する事業 2-1-7 | | 所管課 | 障害福祉課 | |
| 目標 | 基幹相談支援センターの設置の検討 | | | | |
| | 実績（22 年度末） | | 計画内容（平成 26 年度） | | |
| | | | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |

(2) 権利擁護・成年後見等の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送るために、権利擁護事業の充実を目指します。

| | | | | | | |
|----------------|--|------------------|---------|------------------|-------|--|
| 事業名 | あんしんサポート文京への支援 2-2-1 (地 3-1-1) | | 所管課 | 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | |
| 目標 | 福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。 また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。 | | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | ・福祉サービス利用援助事業利用件数 19 件 ・財産保全管理サービス利用件数 44 件 ・法律相談利用件数 13 件 | 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | |
| | | 福祉サービス利用援助事業利用件数 | 32 件 | 41 件 | 53 件 | |
| 財産保全管理サービス利用件数 | | 51 件 | 59 件 | 69 件 | | |
| 法律相談利用件数 | 24 件 | 36 件 | 48 件 | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | | | |
|-----------|---|----------|---------|------------------|-------|--|
| 事業名 | 成年後見制度の利用促進 2-2-2 (地 3-2-1) | | 所管課 | 高齢福祉課 社会福祉協議会 | | |
| 目標 | あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。 | | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | 地域福祉の推進計画の記載内容 ・専門相談利用件数 34 件 ・法人後見受任件数 1 件 | 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | |
| | | 専門相談利用件数 | 40 件 | 44 件 | 48 件 | |
| 法人後見受任件数 | | 11 件 | 18 件 | 27 件 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | ○ | | |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|--------------|---------|------|------|
| 事業名 | 自立生活のための権利擁護システムの構築 2-2-5 | | 所管課 | 社会福祉協議会 | | |
| 目標 | <p>地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関する相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築を行う。</p> <p>また、障害者本人や関係者が生活上のトラブルについての知識を広げ、権利擁護の制度を適切に利用することができるよう、障害者本人への啓発、学習支援、支援者の研修を行う。</p> | | | | | |
| 目標 | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 地域自立支援協議会に、権利擁護専門部会を21年度より設置した。21年度は3回、22年度は2回の会議を開催し、権利侵害が予想される事例等について、検討を進めている。 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | 会議開催数 | 3 | 3 | 3 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

| | | | | | | |
|-----------|------------------------|-----|--------------|-------|--|--|
| 事業名 | 障害者虐待防止対策支援事業 2-2-6 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | [法改正等を踏まえ今後の取り組みを検討する] | | | | | |
| 目標 | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

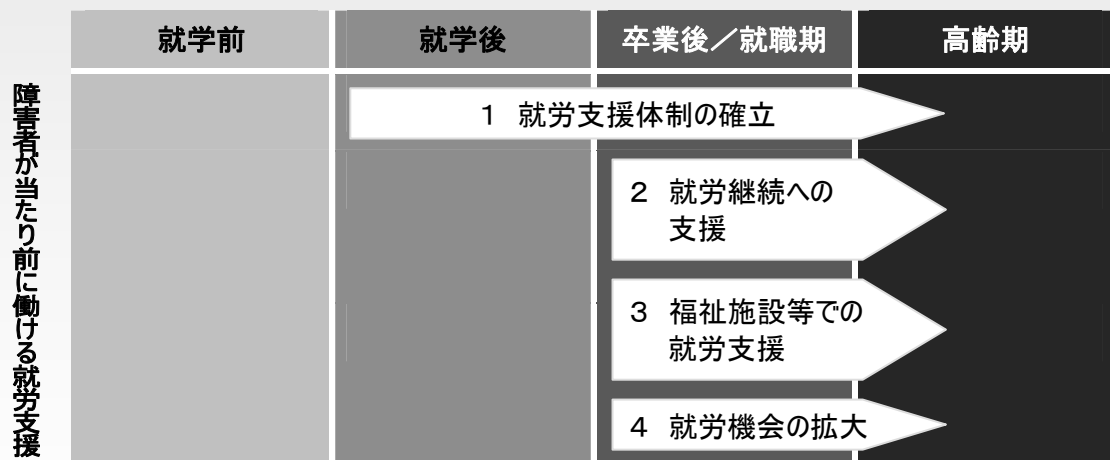
第3節 障害者が当たり前に働ける就労支援



計画の方針

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着が必要です。障害者就労支援センターではハローワークを始めとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進すると共に、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。



(1) 就労支援体制の確立

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図るために、働く機会を拡大するとともに安心して働き続けられるよう、障害者が当たり前に行ける就労支援体制を整備します。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 就労支援センターの充実 3-1-1 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労や就労定着の促進を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 就労継続者数：59人 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | 22年度は地域開拓促進コーディネーターを配置し、支援員の増員を行った。新規就労支援や就労継続支援等の充実を図り、23人が新規に就労し、19年5月の就労支援センター事業開始後の新規就労者は70人となった。 | | | 就労継続者 | 61 | 68 | 75 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 就労と離職の実績を勘案し、継続者数は年に7人増を見込む。

| | | | | | | |
|-----|--|-----|-----|---|-----|--|
| 事業名 | 就労支援ネットワークの構築・充実 3-1-2 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 文京区障害者就労支援連絡会議等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していく。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 文京区障害者就労支援連絡会議（年2回開催）に加え、地域自立支援協議会就労支援専門部会（年4回開催）において、現状の課題・改善策を検討するとともに、就労支援機関でのネットワーク構築について検討を進めた。 | | | 文京区障害者就労支援連絡会議 年2回開催 地域自立支援協議会就労支援専門部会 年4回開催 | | |
| | 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | | | ○ | | | |

※文京区障害者就労支援連絡会議＝区内施設及び周辺特別支援学校、就労支援機関等にて構成し、定期的に障害者就労に関する情報交換等を行っている。

| | | | | | |
|-----------|--|-----|---|-------|--|
| 事業名 | 障害者雇用の普及・啓発 3-1-3 | | 所管課 | 障害福祉課 | |
| 目標 | 障害者の就労意欲の啓発や企業に対する障害者雇用に必要な情報提供を行うと共に理解の促進を図る。これにより、障害者が安心して働ける就労の機会を拡大に取り組む。 | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 2月にハローワーク飯田橋と共催により企業の人事担当者を主な対象に「雇用促進セミナー」をシビック大ホールで開催し、知的・精神障害者の雇用促進に取り組んだ。参加者は、ハローワーク飯田橋管内の事業者を中心に743人だった。また、3月開催予定であった「就労支援センター講演会」は、震災のため23年度早期に開催することとした。 | | （企業向け） 「雇用促進セミナー」 年1回（ハローワーク飯田橋と共催）等 （一般向け） 「就労支援センター講演会」 年1回等 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | | | ○ | | |

| | | | | | |
|-----------|---|-----|--|-------|--|
| 事業名 | 就労支援者の育成 3-1-4 | | 所管課 | 障害福祉課 | |
| 目標 | 障害者の企業等への一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。 | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 区内施設職員等を対象に、「就労支援者研修会」を年5回開催した。講師は障害者雇用を行っている企業の担当者を中心に設定。企業対応の状況や障害者雇用の課題、その解決の過程などについて検討を行った。 | | 「就労支援者研修会」 年5回程度開催 ・関係機関からの講演 ・企業等雇用者サイドからみた障害者雇用 ・事例検討会等 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | | | ○ | | |

| | | | | | | |
|-----------|------------------------------------|--------|--------------|-------|------|------|
| 事業名 | 中小企業障害者体験雇用等助成事業 3-1-5 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 【現在実施している「中小企業障害者雇用助成事業」は実績等勘案し検討】 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 企業への助成 3件 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | 体験雇用実施 | | | |
| | | 雇用開始企業 | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | | | |

※中小企業障害者雇用助成事業＝区内障害者を雇用した都内中小企業に対し、国から出される補助金の上乗せを行っている。

(2) 就労継続への支援

地域の福祉施設やハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携を図るとともに、就業先の企業が障害者の雇用を継続し、就労している障害者が安心して働き続けられるよう支援します。企業等に積極的に出向き、障害の特性や個性を理解してもらうよう努め、企業で行うべき合理的配慮※など、きめ細やかに連携をとり、障害者が働きやすい環境で安定して長く勤めてもらえるよう継続的なフォローをしていきます。

※合理的配慮＝障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならないよう範囲）が該当します。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 就業先企業への支援 3-2-1 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応するための人的なサポートを行うなど、企業の不安感の払拭や適切な対応、環境整備などのアドバイスを行い就労の定着等を支援する。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 障害者を雇用する企業等からの相談に対し、定期訪問や電話にて対応し、対象者本人及び家族との連絡調整や問題解決に努めた。 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 企業支援 | 380 | 410 | 440 |
| | | | 対象企業 | 127 | 142 | 157 | |
| ※数値は延支援件数 | | | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 企業支援は各年度30件（約1割）ずつの増加を見込む。対象企業については、新規就労10社と既就労5社を見込む。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 安定した就業生活への支援 3-2-2 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる場や就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 職場訪問で、就業中の障害者の様子を伺うとともに、電話や面談などで個別の支援を行った。また、情報交換や仲間づくりを行う「たまり場」を5月～3月の計11回開催し、講座やレクリエーション等を実施した。加えて、就業継続意欲向上を目的として、就労継続者を表彰する祝う会を4月に行った。 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 職場定着支援 | 1,250 | 1,350 | 1,450 |
| ※数値は延支援件数 | | | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 22年度実績の約1割である100件ずつの増加を見込む。

(3) 福祉施設等での就労支援

福祉施設から一般就労へ希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して雇用機会の提供、販路の拡大等、就労支援の拡充を図ります。

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|---------------|------|------|----|
| 事業名 | 福祉施設から一般就労への移行 ※ 3-3-1 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。 | | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | | |
| | 移行者数：8人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 22年度は福祉施設及び精神障害者就労支援施設からの一般就労への就職者は8人だった。地域開拓促進コーディネーターによる施設への訪問等は延33回行った。 | | | 移行人数 | 8 | 9 | 10 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 就労移行支援事業所の開設増に伴い、一般就労への移行は増加すると見込む。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|---------------|------|------|----|
| 事業名 | 就労移行支援 ※ 3-3-2 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。 | | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | | |
| | 利用者数：33人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | | 利用者数 | 42 | 42 | 49 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 新体系に移行する施設増を勘案し算出。

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|---------------|------|------|-----|
| 事業名 | 就労継続支援 ※ 3-3-3 | | 所管課 | 障害福祉課 | | | |
| 目標 | 一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。 | | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | | |
| | 利用者数：111人 (大塚・小石作業所等で実施) | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | | 利用者数 | 237 | 256 | 275 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | | ○ | | | | |

【考え方】 新体系に移行する区福祉作業所等の増を勘案し算出。

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | 福祉施設等での仕事の確保 3-3-4 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大や販路の拡大を図る。具体的には区役所の業務を積極的に発注するとともに、アンテナスポットを活用した販売の場を確保する。さらに各施設が取組み可能な新たな仕事の提案や民間企業等との連携を進めていく。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | Bunkyo アンテナスポットにて、「障害者施設自主製品販売会」を年3回（計24日）実施し、物品販売の機会を提供した。また、工賃増加のための販路拡大について個別企業との橋渡しや、「ステージ・エコ」での出店調整などを行った。 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 販売会 | | | | 3 | 3 | 3 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | | ○ | | | |

【考え方】アンテナスポットでの販売会は1回に10日程度を計画する。延実施日数は30日を見込む。

(4)就労機会の拡大

障害者の働く場として、区の業務をはじめ、地域特性を生かした就業先の開拓等を行い、就労の機会の拡大を図ります。

| | | | | |
|-----------|--|-----|---|-------|
| 事業名 | 区の業務における就労機会の拡大 3-4-1 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害者の働く場を拡大するため、区の業務における就労の可能性や委託業務等の拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 区役所庁舎内において、障害者がシュレッダーやコピー等の業務を行うインターンシップ事業を実施した（39日間、延122人参加）。また、「障害者就労庁内検討会」の検討をふまえ、平成23年度から就労促進事業（シュレッダー委託）を実施することとし、加えて、臨時職員として直接雇用の試行を行った（2人、8日間）。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者の就業体験の機会となるインターンシップを継続実施。 ○委託業務拡大としての「就労促進事業」を進めていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・シュレッダー業務の委託拡大 ○区の業務における障害者就労の可能性検討 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | |

【考え方】シュレッダー委託先は、6施設までの増加を目指す。

| | | | | |
|-----------|--|-----|---|-------|
| 事業名 | 地域雇用開拓促進事業 3-4-2 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 自立支援協議会就労支援専門部会で検討を進め、地域特性を生かした障害者雇用先の開拓に取り組む。区の特徴である多く大学や寺社等へも協力お願いし、取り組みを広げていく。また、地域開拓促進コーディネーターによる障害者施設利用者の一般就労への掘り起しを促進していく。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用先の新規開拓 区内大学や寺社等への障害者の就労面の働きかけや障害者施設の受託拡大等の支援を行っていく。 ○障害者施設からの掘り起し | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | | ○ | |

【考え方】22年度自立支援協議会就労支援専門部会の検討を踏まえ、地域特性を生かした雇用先の開拓を目指す。

※地域開拓促進コーディネーター＝施設等へ定期的に訪問し一般就労への積極的な掘り起しを行うと共に、企業側へのアプローチも行う支援員。

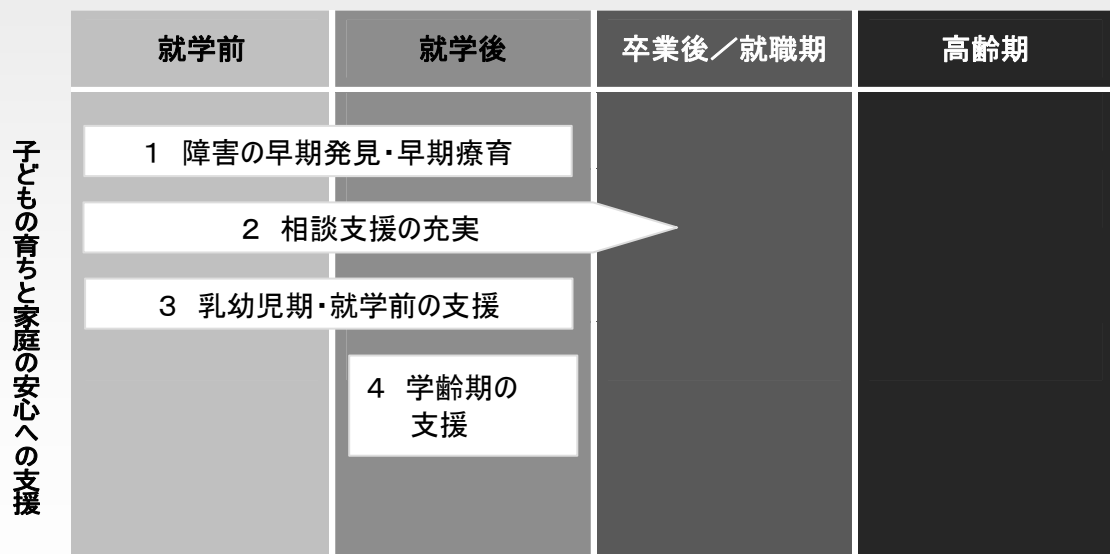
第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援



計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、発達障害に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。また、障害のある子どもも、ない子どもも共に成長していくことのできる地域づくりを推進します。



(1)障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児・知的障害児・発達障害児にとって障害の早期発見と早期療育が大切です。早期発見の機会と療育相談との連携の充実を図ります。

| | | | | |
|-----------|--|-----|--------------|------------|
| 事業名 | 発達健康診査 4-1-2 | | 所管課 | 保健サービスセンター |
| 目標 | 低出生体重児や発育発達が気になる乳幼児のための健康相談を行う。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | <p>【保健サービスセンター】発育発達に心配があるかたを対象に、専門医師による健診、保健師による相談を行っています。</p> <p>子どもの発達の遅れを早期に発見し、適切な療育につなげるため、保健サービスセンターでの発達健診の立会いを行っている。</p> <p>受診総人数：148人 福祉センター紹介人数：16人</p> | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | | | |

【考え方】保健サービスセンター・本郷支所で月1回実施

| | | | | |
|-----------|---|-----|--------------|--------|
| 事業名 | 療育相談の充実 4-1-4 | | 所管課 | 福祉センター |
| 目標 | 福祉センター等において、保健サービスセンター等の関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある乳幼児の早期相談、早期療育につなげる。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | <p>22年度の新規相談件数は104件だった。</p> <p>23年度は他機関と連携を図り、相談・指導方法の工夫により増加する相談件数に対応していく。</p> | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | | | |

| | | | | |
|-----------|--|-----|--------------|--------|
| 事業名 | 発達に関する情報の普及啓発 4-1-5 | | 所管課 | 福祉センター |
| 目標 | 子どもの発達に関する情報について、ホームページやパンフレットなどさまざまな方法で、保護者への普及啓発を行う。また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図る。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | <p>発達の遅れの早期発見と適切な療育の実施につなげるため、発達健診に福祉センターの専門職員が立会っている。</p> | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|----------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業） 4-1-6 | | 所管課 | 保健サービスセンター | | | |
| 目標 | 生後 4 か月までの乳児と保護者のすべての家庭を対象に、保健師または助産師が訪問し、健康や育児に関する相談、必要な情報提供を行う。 | | | | | | |
| | 実績（22 年度末） | | | 計画内容（平成 26 年度） | | | |
| | 訪問率：67% 訪問件数：1,084 件 | | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| | | | | 訪問率 | 68 | 68 | 68 |
| | | | 訪問件数 | 1,156 | 1,156 | 1,156 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | | 高齢期 | | |
| | ○ | | | | | | |

【考え方】訪問率については、平成 22 年 10 月の新生児訪問指導対象の拡充を勘案して算出。
訪問件数については、予測出生数より推計。

(2) 相談支援の充実

教育・福祉・保健・医療等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。その中でも、子どもに関する分野での、連携強化や相談窓口の設置を進めます。

| | | | | |
|-----------|--|-----|---|--|
| 事業名 | 多様な支援機関の連携 4-2-1 | | 所管課 | 障害福祉課 教育指導課 教育センター 保健サービスセンター 福祉センター |
| 目標 | 乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会を通じ、教育、福祉、保健、子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する効果的な支援を行う。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 教育指導課、教育センター、福祉センター、特別支援学校、学識経験者等で構成される特別支援教育連携協議会の設置準備を行った。 | | 乳幼児発達支援連絡会と特別支援教育連携協議会の取り組みを進めるとともに、乳幼児期から学齢期にかけて、切れ目のない支援の体制を構築していく。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

| | | | | |
|-----------|---|-----|---|-----------------|
| 事業名 | 継続支援体制の充実 4-2-2 | | 所管課 | 福祉センター 教育指導課 |
| 目標 | 乳幼児から学齢期へ継続した支援をするため、「就学支援シート」の活用を図ると共に切れ目ない支援を行うための「個別支援ファイル」を作成し、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じ的確に引継ぎ、一貫した支援を進める。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 就学支援ファイル、就学支援シートの活用・推進を図り、就学前の効果的な支援方法を個別指導計画作成に活かす等支援の継続を図った。 | | 「個別支援ファイル」を活用した連携体制を構築する。平成25年度より乳幼児発達支援連絡会等において検討予定。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 専門的療育訓練 4-2-3 | | 所管課 | 福祉センター | | | |
| 目標 | 福祉センターにおいて、発達に何らかの遅れ等がある乳幼児を対象に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門訓練を実施する。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 22年度実績として、理学療法595回、作業療法541回、言語療法902回の専門的療育訓練を実施した。 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 理学療法 | 672 | 672 | 672 |
| | | | | 作業療法 | 546 | 546 | 546 |
| 言語療法 | | | | 940 | 940 | 940 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | ○ | ○ | | | | | |

【考え方】 ハード的な要因もあり、過去3年の平均値を勘案

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|---|--|--|
| 事業名 | 個別の教育支援計画の作成 4-2-4 | | 所管課 | 教育指導課 教育センター | | |
| 目標 | 障害のある子どもを乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら「個別の支援計画」を作成する。 支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒についても幅広く捉え、個別指導計画を作成する。 保護者の理解を深めるとともに、学校・幼稚園が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成を目指す。 | | | 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒について幅広く捉え、個別指導計画の作成を推進する。 保護者の理解を深めるとともに、乳幼児発達支援連絡会・文京区特別支援教育連携協議会との緊密な連携のもと、学校・幼稚園等が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園・保育園等から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成を目指す。 | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | | | | |

| | | | | |
|-----------|---|-----|--|---------------------------|
| 事業名 | 専門家による巡回相談事業 4-2-5 | | 所管課 | 教育センター 福祉センター 教育指導課 |
| 目標 | 教育センターでは、臨床発達心理士や子育て支援カウンセラーを通常の学級や幼稚園、保育園に派遣することで、特別な配慮を必要とする子どもへの支援と教職員の指導育成を図る。 | | | |
| | 福祉センターでは、心理職等が幼稚園・保育園を必要に応じて巡回し、発達支援に関する普及啓発等を行う。 | | | |
| | 教育指導課では、言語聴覚士等を特別支援学級に派遣することで、学齢期における療育的支援の充実を図る。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉センターの保育園への精神科医・臨床心理士等の派遣 14回 ○子育て支援カウンセラーによる巡回相談（幼稚園、保育園に各月1回）325回、臨床発達心理士による巡回相談（小・中学校に各年4回）120回、育成室巡回相談（各年2回）102回。 ○言語聴覚士等専門家派遣事業 45回。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○福祉センターの精神科医等派遣事業 ○子育て支援カウンセラーによる巡回相談 ○臨床発達心理士による巡回相談 ○育成室巡回相談員派遣 ○言語聴覚士等による派遣事業 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

| | | | | |
|-----------|---|-----|-------------------------|------------------|
| 事業名 | （仮称）教育・発達相談窓口の設置 4-2-6 | | 所管課 | 教育センター 福祉センター |
| 目標 | さまざまな課題のある子どもや保護者が円滑に教育相談や療育の相談を利用できるよう、子どもの発達や教育に関する相談窓口を整備する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | 平成27年度教育センターの建て替え時に整備予定 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

| | | | | |
|-----------|------------------------|-----|--------------|--------|
| 事業名 | 児童発達支援事業 4-2-7 | | 所管課 | 福祉センター |
| 目標 | [法改正等を踏まえ今後の取り組みを検討する] | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

※児童福祉法改正関連

(3)乳幼児期・就学前の支援

健康診査や療育相談により、発育や発達に支援の必要がある乳幼児に対して、適切な療育や、保育園、幼稚園での個に応じた支援を推進します。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|---------|-----------------|-------|-------|
| 事業名 | 保育園障害児保育 4-3-1 (子 1-3-4) | | 所管課 | 保育課 | | |
| 目標 | 保育に欠ける児童のうち、心身の発達に遅れがあることなどにより保育の際に特別な配慮を要する児童に、個別指導計画に基づく集団保育を実施し、児童の発達促進を図る。 区立保育園 18 園で実施。 | | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | 心身の発達に遅れがあることなどによって、保育の際に特別な配慮を要する児童を、22 年度は 18 園において 24 人の受け入れを行った。 | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | | | | | |

【考え方】区立保育園 18 園（公設公営）柳町保育園含む、0 歳児園：12 園、1 歳児園：6 園

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|---|--|--|
| 事業名 | 幼稚園特別保育 4-3-2 (子 2-4-2) | | 所管課 | 教育指導課 | | |
| 目標 | 区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を生かしながら、その幼児の発達を促進していくことを目的として特別保育を実施する。 支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。 | | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | 区立幼稚園における特別保育のための臨時職員及び非常勤講師を配置した。支援の充実を図るため、特別保育認定のほか、特別支援の認定を行い、個に応じた支援を図った。 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援連携協議会の専門化チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言 ・就学支援シートの周知及び活用推進 | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | | | | | |

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-------|
| 事業名 | 就学前相談体制の充実 4-3-3 | | 所管課 | 教育指導課 |
| 目標 | 特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会の円滑な運営をさらに図る。 また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 就学相談員のほか、幼稚園OBの非常勤職員を増員し、就学前からの継続的相談体制の充実を図った。就学先の振り分けのためではなく、より個に応じた支援を判断できるように、在籍校（園）における行動観察を導入する等、就学相談委員会の運営改善を図った。 | | ・乳幼児発達支援連絡会・文京区特別支援連携協議会（専門化チーム）との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |

| | | | | |
|-----------|--|-----|------------------|-----|
| 事業名 | 区立幼稚園の預かり保育 4-3-4（子4-1-11） | | 所管課 | 学務課 |
| 目標 | 保育園待機児緊急対策を受け、また、区立幼稚園における保育内容の充実を図る観点から、区立幼稚園全園（10園）において、在園児を対象に長期休業期間中（夏休み等）を含め、預かり保育を実施している。保護者が必要に応じて利用できる一時預かり保育も実施しており、今後、利用者の増を図るため、より一層の周知を行う。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | ・利用者数 一日当たり 175人 | | ・利用者数 一日当たり 200人 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |

| | | | | |
|-----------|--|-----|---------------------------|-----|
| 事業名 | 緊急一時保育等 4-3-5（子4-1-8） | | 所管課 | 保育課 |
| 目標 | 区立保育園17園で、保護者の病気、出産などの理由で保育に欠ける生後4か月から小学校就学前までの児童を対象に、緊急一時保育事業を実施するほか、うち、6園で、利用要件を問わず一時的に預かるリフレッシュ一時保育を実施する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | - | | 緊急一時保育17園 リフレッシュ一時保育6園 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |

(4) 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状態や課題から、教育ニーズに合わせたきめ細やかな教育的支援の充実を図ります。

| | | | | | | | |
|---------------|---|-----|---------|--------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 総合教育相談の充実 4-4-1 | | 所管課 | 教育センター | | | |
| 目標 | 各園・学校と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行う。 また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等や特別支援教育連携協議会との連携を図りながら、効率的・効果的な支援を目指す。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 「発達と障害」を主訴とした相談件数（総件数に占める割合） ○教育相談室：2,640件（41.9%） ○スクールカウンセラー： 小学校432件（7.6%） 中学校330件（5.1%） | | | ◇教育相談室 | | | |
| | | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 相談件数 | 2,709 | 2,709 | 2,709 |
| | | | | ◇スクールカウンセラー | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | 相談件数 | 756 | 756 | 756 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | ○ | | | | | |

【考え方】教育相談室は、実績勘案。スクールカウンセラーは、相談総延べ件数を12000件とし、うち6.3%として算出。

※スクールカウンセラー＝学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士等の専門家。

| | | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|------|------|------|
| 事業名 | 特別支援教育の充実 4-4-2 | | 所管課 | 教育指導課 | | | |
| 目標 | 特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう体制の整備を図る。 | | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 区立全小・中学校に特別支援教育支援員やバリアフリーパートナーを配置し、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を継続して行っている。 また、特別支援教育の推進に向けて、教員の指導力向上、区の支援体制の整備等を進めていく。 ◇特別支援教育支援員の配置 小学校：20人 中学校：10人 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 小中学校 | 30 | 30 | 30 |
| 支援員数 | | | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | ○ | | | | | |

考え方： 区立小学校20校 区立中学校10校

※バリアフリーパートナー＝心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子供たちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティア。

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|--------------|--|--|
| 事業名 | 特別支援子育て事業 4-4-3（子1-3-6） | | 所管課 | 子育て支援課 | | |
| 目標 | 特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所対策として、児童（小学生）を一時的に預かることにより、保護者の負担感の軽減及び社会参加を促進し、子育てを支援する。また、広報等により、登録者・利用者の拡大に努める。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 区立林町小学校内「ふれんど」にて実施 区報、ホームページ等で事業に関する周知を行った。 登録者数：18人 利用者数：延72人 | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------|--|-----|-------------------|-----------------|------|------|------|
| 事業名 | 育成室への障害児受入 4-4-4 (子 1-3-5) | | 所管課 | 児童青少年課 | | | |
| 目標 | 保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し受け入れ環境を整え、指導員のための研修を定期的に確保し保育の質の向上を図る。障害児育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、充実した保育を実施する。 | | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | | |
| | 障害児受入実施育成室数：25 | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 障害児受入を行っている育成室数 | 27 | 28 | 29 |
| | | | 個別指導計画を作成している育成室数 | 27 | 28 | 29 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | | |
| | | ○ | | | | | |

【考え方】すべての育成室において、障害児の受入れが可能な体制を整える。

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|---|--|--|
| 事業名 | バリアフリーパートナー運営 4-4-5 (子 2-4-4) | | 所管課 | 教育指導課 | | |
| 目標 | バリアフリーパートナーのレベルアップを図るとともに、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質の向上に努める。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成26年度) | | |
| | 区立幼稚園： 9園 区立小学校： 15校 区立中学校： 4校 | | | 特別な支援を要する児童・生徒一人一人がニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、引き続き大学やNPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保や質の向上を図るための研修等を実施する。 | | |
| | 特別な支援を要する児童・生徒一人一人がニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、障害者への支援について興味関心のある大学生や社会人等の協力を得て、児童・生徒へのサポートを行った。バリアフリーパートナーに対し、NPO法人と連携してスキルアップのための研修を実施した。 | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|--|--------------|------|------|
| 事業名 | 個に応じた指導の充実 4-4-6 | | 所管課 | 教育指導課 | | |
| 目標 | 通常の学級及び特別支援学級における障害のある児童・生徒に対する特別支援教育のよりよいあり方や指導の実際について研修を実施し、個に応じた指導の充実を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 通常の学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに、特別支援教育支援員を配置し、個への対応の充実を図っている。 特別支援教育研修会：6回 コーディネーター研修：6回 コーディネーター養成研修：6回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | | 開催回数 | 21 | 21 |
| | | | 特別支援教育研修会：5回 コーディネーター研修：5回 コーディネーター養成研修：5回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回 | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | | | | |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|---------|-------------------|--|--|
| 事業名 | 放課後の居場所対策 4-4-7（子1-3-7） | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 障害のある中・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。 なお、平成27年度開設予定の新福祉センターに整備予定。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 居場所数： 槐の会に委託し定員5人で実施。 平成23年7月より若駒の里で2箇所の事業開始。定員7人。 | | | 居場所数：2箇所 定員12人 | | |
| | | | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | | | | |

【考え方】 実施施設：槐の会定員5人・若駒の里定員7人

| | | | | |
|-----------|--|-----|---|-------|
| 事業名 | 交流及び共同学習支援員配置事業 4-4-8 | | 所管課 | 教育指導課 |
| 目標 | 区立小・中学校の固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級での学習や活動に参加できるよう、サポートのため、交流及び共同学習支援員を配置する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | 平成23年度からの新規事業。固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級との学習等に参加できるように、 支援員と固定学級担任及び通常学級担任と連携し、学習の支援、健康・安全の確保、周囲の児童・生徒への理解の促進等の職務を担う。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | ○ | | |

| | | | | |
|-----------|---|-----|--|-------|
| 事業名 | 特別支援教室専門指導員派遣事業 4-4-9 | | 所管課 | 教育指導課 |
| 目標 | 通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実のため、「特別支援教室」を設置したモデル校に指導員（教員免許をもつ専門指導員）を派遣し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行う。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | 平成23年度から新規事業。特別支援教育のニーズが高い学校からモデル校5校を指定し、指導員を派遣。 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援する。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について3年間研究し、検証を行う。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | | |

| | | | | |
|---------------|--|-----|--|------------------|
| 事業名 | 教育センターの建替えに伴うサービスの充 実 4-4-10 | | 所管課 | 教育センター 福祉センター |
| 目標 | 教育センターの建て替えにより、学校支援センターとしての機能強化を図るとともに、乳幼児期から中高生年代までの子どもの健やかな育ちを支える拠点を整備する。 施設整備に伴い、教育・発達相談窓口の新設、総合教育相談事業の充実、療育事業の拡充、関係機関の連携強化等によりサービスの充実を図る。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | 22年度は、新施設での事業内容や施設概要をまとめた「教育センター等建物基本プラン」を策定した。 | | 教育センター建替えに伴うサービス拡充（平成27年度開設予定） ○教育・発達相談窓口の新設 ○療育事業の拡充 ○学齢期デイサービスの新設 ○総合教育相談事業の充実 ○関係機関の連携強化 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | | ○ | | |

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|--------------|--------|------|---|
| 事業名 | 放課後全児童向け事業 4-4-11（子2-1-2） | | 所管課 | 児童青少年課 | | |
| 目標 | こどもひろばを含めた放課後の児童向け事業を整理統合するとともに、学校施設を有効活用した新たな「小学生を対象とした放課後の居場所づくり」を実施し、児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | 事業実施 | 4 | 6 | 8 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | | ○ | | | | |

【考え方】施設や条件が整った学校から順次実施。

| | | | | | |
|-----------|--|----------|--------------|-----------------|------------|
| 事業名 | 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営 4-4-12 | | 所管課 | 教育センター 教育指導課 | |
| 目標 | 相談員や特別支援学校・特別支援学級の教員、専門療法士など様々な専門家を教育相談コーディネーターの調整のもとで、特別支援教育連携協議会の専門家チームとして園、学校に派遣し、特別支援教育に係る支援を行う。 | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | H23 特別支援教育連携協議会設置 | | 派遣数 | 24年度 40 | 25年度 40 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 ○ | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |

【考え方】 幼稚園及び小・中学校全校に派遣する。

| | | | | | |
|-----------|-------------------------|-----|--------------|-------|--|
| 事業名 | 4-4-13 法改正を踏まえて今後検討する事業 | | 所管課 | 障害福祉課 | |
| 目標 | 放課後等デイサービスの検討 | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 実績なし | | | | |
| 対象ライフステージ | 就学前 ○ | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |

※児童福祉法改正関連

(白場)

第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進



計画の方針

誰もが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けない社会とするための取り組みを進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

ひとにやさしいまちづくりの推進

| 就学前 | 就学後 | 卒業後／就職期 | 高齢期 |
|--------------------------|-----|---------|-----|
| 1 安全で快適な生活環境の整備 | | | |
| 2 防災・安全対策の充実 | | | |
| 3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及 | | | |
| 4 地域との交流と文化活動の促進 | | | |
| 5 地域福祉の担い手への支援 | | | |

(1)安全で快適な生活環境の整備

障害者、高齢者や子育て中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から、自転車対策なども含めた環境整備を進めます。

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|-----------|-----------------|-------|-------|
| 事業名 | 道のバリアフリーの推進 5-1-2 (地 2-1-2) | | 所管課 | 道路課 | | |
| 目標 | 高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | 整備件数 : 191 件 | | | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期 / 就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】平成 12 年度に障害者等の利用に支障となる箇所を抽出。必要性の高い所から順次整備を進める。

| | | | | | | |
|---------------|--|-----|-----------|--|--|--|
| 事業名 | 総合的自転車対策の推進 5-1-4 (地 2-1-9) | | 所管課 | 土木部管理課 | | |
| 目標 | NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上等、総合的な自転車対策を実施する。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐輪場 2 か所 (千石南・護国寺駅西) を整備した。 | | | 歩行環境の改善のために、未整備駅 2 駅 (御茶ノ水駅・新大塚駅) に自転車駐輪場の整備を行う。 なお、整備については、地域団体や民間団体と協働して行うとともに、民設民営方式も含めた検討を行う。 | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期 / 就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】未整備駅はお茶の水・新大塚

| | | | | | | |
|---------------|---|-----|-----------|--------------------|--|--|
| 事業名 | 公園再整備事業 5-1-5 (地 2-1-3) | | 所管課 | みどり公園課 | | |
| 目標 | 公園及び児童遊園のバリアフリー化を推進し、障害者や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩える公園の再整備を行う。 | | | | | |
| | 実績 (22年度末) | | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | - | | | 公園 2 園 児童遊園 2 園 | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期 / 就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】25 年度以降、公園・児童遊園を毎年各 1 園再整備する予定。

| | | | | | | |
|---------------|--|-------|-----------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | コミュニティバス運行 5-1-6 | | 所管課 | 区民課 | | |
| 目標 | 区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | ◇（仮称）千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数 1,326人 | | ◇（仮称）千駄木・駒込ルート | | | |
| | | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| | | | 利用者数 | 1,350 | 1,357 | 1,362 |
| | | | ◇（仮称）目白台・小日向ルート | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | | | |
| 利用者数 | 1,071 | 1,121 | 1,143 | | | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】（仮称）千駄木・駒込ルートは、年間利用者数は、横ばいで年間51万人の利用者を見込む。

◇（仮称）目白台・小日向ルートは、千駄木・駒込ルートの実績から、当初は年に10%程度の増加を見込み、5年ほどで横ばい状態と想定。

(2) 防災・安全対策の充実

障害者が地域で安全に暮らしていけるよう、災害時要援護者への支援体制を整備すると共に、福祉避難所の設置など取り組みを進めていきます。

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-----|
| 事業名 | 災害時要援護者の支援体制の充実 5-2-1 (地 3-4-1) | | 所管課 | 防災課 |
| 目標 | 災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、民生委員・児童委員、区民防災組織等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。 | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | |
| | 引き続き、手上げ方式による災害時要援護者名簿の登録受付を実施するとともに、更新した名簿について、民生委員・児童委員、区民防災組織、警察及び消防と共有した。 | | 災害発生時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導等が円滑に行えるよう、災害時要援護者の情報を適切に把握するとともに、民生委員・児童委員、区民防災組織等との連携を深め、実効性の高い支援体制を構築する。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | |
|-----------|---|-----|--|------------|
| 事業名 | 災害時要援護者が避難できる場所の検討 5-2-2 (地 3-4-2) | | 所管課 | 防災課 (福祉部等) |
| 目標 | 災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。 | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | |
| | — | | 災害時要援護者の受入れについて、地域防災計画に基づき、特別養護老人ホーム等と協定を締結する。 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | |
|-----------|--|----------------|-----------------|-------|-------|
| 事業名 | 避難所運営協議会の運営支援 5-2-3 (地 3-4-4) | | 所管課 | 防災課 | |
| 目標 | 災害時に被災者の生活の場となる避難所が、その役割を十分に果たすことができるよう、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主運営体制の確立を目指す。 | | | | |
| | また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的実施されるよう支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。 | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | 避難所運営訓練の実施 避難所数 11 か所 | | 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | | 避難所運営訓練の実施避難所数 | 32 か所 | 32 か所 | 32 か所 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |

(3) ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。社会的な障壁や理解不足を解消していく取り組みを進めると共に、合理的配慮の理念の普及に取り組みます。

| | | | | |
|-----------|--|-----|--|-------|
| 事業名 | 障害及び障害者に対する理解の促進（心のバリアフリー） 5-3-1 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害や障害のある人に対して、基本的な理解を深め偏見や誤解がなく、自然に接することができるよう様々な機会を捉えて取り組む。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | | | 障害や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 ○講演会の実施 ○パンフレット等を作成 | |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|--------------|-------|-------|-------|
| 事業名 | 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 5-3-4（地1-5-3） | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 毎年12月3日～9日の「障害者週間」を記念して「ふれあいの集い」を開催し、区民が障害者に対する理解と認識を深める機会として、また障害のある人もない人も共にふれあう交流の場として、障害者（児）の作品の展示及び障害者スポーツのデモンストレーションを行う「ふれあいの集い」を開催する。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | 開催：年1回 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | | | 入場者数 | 3,600 | 3,700 | 3,800 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

(4) 地域との交流と文化活動の促進

障害者週間記念事業や、各種の地域交流事業を通じて、障害者に対する理解を促進するとともに、障害者の文化活動の支援を行います。

| | | | | |
|---------------|---|-----|--|-------|
| 事業名 | 障害者事業を通じた地域交流 5-4-1 | | 所管課 | 障害福祉課 |
| 目標 | 障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、ステージエコ参加、「福祉の店」さくらまつり等への出店など）や施設における祭り等を通じたさまざまな地域活動への参画を推進する。 | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり →東日本大震災の影響により中止 ・施設、事業所の祭り | | <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり ・施設、事業所の祭り等 | |
| 対象ライフ ステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ |

(5) 地域福祉の担い手への支援

社会福祉法人やボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

| | | | | | |
|-----------|---|-----|--|----------------------------|----------------------------|
| 事業名 | ボランティア・市民活動センターへの支援 5-5-1 (地 1-1-7) | | 所管課 | 高齢福祉課 | |
| 目標 | <p>社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。</p> <p>また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。</p> <p>さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。</p> | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | <p>◆ボランティア・市民活動まつり</p> <p>・参加団体 67 団体</p> <p>・利用登録団体 85 団体</p> | | <p>◆ボランティア・市民活動まつり</p> <p>・参加団体 85 団体</p> <p>・利用登録団体 95 団体</p> | <p>85 団体</p> <p>100 団体</p> | <p>90 団体</p> <p>105 団体</p> |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | |
|-----------|---|-----|--|---------------------------|---------------------------|
| 事業名 | ふれあいいいききサロン事業への支援 5-5-3 (地 1-1-1) | | 所管課 | 高齢福祉課 | |
| 目標 | <p>障害者や高齢者、子育て世代等の孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていくことができるよう、だれもが参加できるサロン活動を支援する。</p> | | | | |
| | 実績 (22 年度末) | | 計画内容 (平成 26 年度) | | |
| | <p>◆ふれあいいいききサロン事業</p> <p>・サロン数 67 か所</p> | | <p>◆ふれあいいいききサロン事業</p> <p>・サロン数 80 か所</p> | <p>24 年度</p> <p>82 か所</p> | <p>25 年度</p> <p>84 か所</p> |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | |

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|--------------|-------|------|------|
| 事業名 | いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実 5-5-4（地1-1-1） | | 所管課 | 高齢福祉課 | | |
| 目標 | 障害者や高齢者が、住みなれた地域社会の中で充実した在宅生活が送れるよう、区民ニーズに応じたサービス提供の充実を図る。また、協力会員の増加を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | ◆いきいきサービス ・利用会員数 312人 ・協力会員数 145人 | | 年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | ◆いきいきサービス ・利用会員数 400人 ・協力会員数 200人 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |

| | | | | | | |
|-----------|---|-----|--------------|---------------------|------|------|
| 事業名 | ファミリーサポートセンター事業 5-5-5（地1-1-1） | | 所管課 | 子育て支援課 （社会福祉協議会） | | |
| 目標 | 子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする短期的、補助的な会員組織の相互扶助活動を行う。 提供会員の拡大のため、PRを行いながら引き続き実施する。 ・センター数 1か所 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | 計画内容（平成26年度） | | | |
| | センター 1か所 会員数 提供会員：221人 依頼会員：1,897人 両方会員：35人 合計 2,153人 | | | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | | 総会員数 | | | |
| | | | センター数 | 1 | 1 | 1 |

| | | | | | | |
|-----------|--|-----|---------|--------------|------|------|
| 事業名 | 当事者及び家族の交流の支援 5-5-8 | | 所管課 | 障害福祉課 | | |
| 目標 | 当事者や家族が交流を広げ、情報を得また発信を行う機会を積極的に増やすため、グループ活動や講演会などを実施するための支援や相談に応じ、交流の場の確保等についてさらなる支援の充実を図る。 | | | | | |
| | 実績（22年度末） | | | 計画内容（平成26年度） | | |
| | 当事者や家族が交流を広げる障害者団体へのバス借り上げ事業の助成や行楽地への日帰りバス旅行等を実施している。また、障害者の社会活動を促進するため、障害者会館を研修や集会等の場として提供している。 | | | | 24年度 | 25年度 |
| 助成等事業数 | | | | 10 | 10 | 10 |
| 対象ライフステージ | 就学前 | 就学後 | 卒業期／就職期 | 高齢期 | | |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

【考え方】年間実施率の3割増しを見込む。